

令和6年9月2日

1. 出席議員

1番	高橋	信広	12番	堤	康幸
2番	花下	主茂	13番	石橋	義博
3番	坂本	治郎	14番	牛島	孝之
4番	水町	典子	15番	服部	良一
5番	古賀	邦彦	16番	中島	信二
6番	久間	寿紀	17番	栗原	吉平
7番	原田	英雄	18番	三角	真弓
8番	小山	和也	19番	森	茂生
9番	高山	正信	20番	栗山	徹雄
10番	川口	堅志	21番	川口	誠二
11番	田中	栄一	22番	橋本	正敏

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	古賀	好子
事務局参事補佐兼次長	樋口	安澄
書記	野村	美幸
書記	田中	浩章

4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	三田村 統 之
副 市 長	松 崎 賢 明
教 育 長	橋 本 吉 史
秘書広報室長	馬 場 浩 義
総 務 部 長	秋 山 勲
企 画 部 長	平 武 文
市 民 部 長	山 口 幸 彦
健康福祉部長	坂 田 智 子
建設経済部長	田 中 和 己
教 育 部 長	牛 島 新 五
総 務 課 長	清 水 正 行
人 事 課 長	古 村 和 弘
財 政 課 長	鵜 木 英 希
企画政策課長	石 橋 信 輝
定住対策課長	松 本 伸 一
観光振興課長	荒 川 真 美
商工・企業誘致課長	隈 本 興 樹
福 祉 課 長	遠 藤 宏 樹
子育て支援課長	末 崎 聡
健康推進課長	末 廣 英 子
介護長寿課長	前 田 加代子
東部健康づくり室長	樋 口 久美子
建 設 課 長	轟 研 作
農業振興課長	栗 原 勝 久
林業振興課長	月 足 和 憲
第一整備室長	木 村 孝
第二整備室長	堤 辰 幸
学校教育課長	栗 山 哲 也
教育指導課長	轟 拓 也
矢 部 支 所 長	轟 晃 守

議事日程第2号

令和6年9月2日（月） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 栗原吉平議員
- 2 三角真弓議員
- 3 牛島孝之議員
- 4 原田英雄議員

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長（橋本正敏君）

おはようございます。本日から一般質問に移ります。最後までよろしくお願ひいたします。お知らせいたします。三角真弓議員、牛島孝之議員、原田英雄議員要求の資料をタブレットに配信いたしております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定によりタブレットに配信しておりますので、御了承を願ひます。

日程第1 一般質問

○議長（橋本正敏君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。17番栗原吉平議員の質問を許します。

○17番（栗原吉平君）

皆さんおはようございます。9月定例議会一般質問、最初に登壇いたします栗原でございます。傍聴席の皆さん、そして、インターネットを御覧の皆様にご改めてお礼を申し上げたいと思います。

このたび、台風10号の各地での記録的な豪雨により犠牲になられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被害を受けられた皆様にご心よりお見舞いを申し上げます。

また、台風が低気圧になり日本列島を駆け抜けておりますが、各地において復旧等に御尽力されていらっしゃる方々に敬意を表し、一日も早い復興をお祈り申し上げたいと思います。

さて、9月の定例議会が始まりました。三田村市長におかれましては、11月の任期満了で4期16年という長い間、市政を支えていただいたことに感謝申し上げます。とりわけ、合併後の平成24年には九州北部豪雨、さらにその後も幾度となく災害に見舞われましたが、迅速な対応、かつ復旧・復興に御尽力いただいたことに感謝申し上げます。大変お疲れさまでございました。

さて、今回、一般質問を3点通告させていただきました。

1点目は、「地方消滅」という本も出されてしばらくたちますが、人口減少に歯止めがかからない状況の中で、八女市の中心部地域においては宅地化が進み、人口増加傾向であります。東部地域では減り続けており、やがて人も住まない集落や地域が出てくることは、専門家や研究者の指摘をまつまでもなく、地域で起こっている現実なのです。その現状から、地域のコミュニティや災害等の共助は地域の大事な役割であります。

人が少なくなっていく現状から、自治会、あるいは行政区等への参加や担い手不足の運営体制をどう築き上げていくのか、市の考えを伺います。

次に、民生委員・児童委員の現状と課題について伺います。

民生委員・児童委員の皆様には、日頃より地域福祉を推進する中心的な担い手であり、行政と地域をつなぐパイプ役として御活躍されていることに深く感謝申し上げます。

民生委員・児童委員は民生委員法で設置が定められ、職務の重要性に鑑み、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。

八女市は定数の213名が各地域担当で活躍されており、住民の立場に立って福祉を担うボランティアとしてお世話いただいております。この現状や課題についてお伺いをいたします。

最後に、観光施策について伺います。

コロナ禍のインバウンド状況については、御承知のように、主たる観光地は外国に来たかと思えるような状況で、オーバーツーリズムも起こっていると伝えております。円安で海外旅行も割安になり、国内を旅する国民も増え、盛んにPRする自治体も増えてまいりました。

このことを踏まえ、新たな魅力を発するコンテンツづくりや地域資源の掘り起こしなど、今後の八女市の魅力をどう伝えていくのか、お伺いをいたします。

あとは質問席にて質問いたします。

○市長（三田村統之君）

改めましておはようございます。ただいま栗原議員から台風10号に関する被害の状況、そして、私どもはこの被害を深刻に受け止めて、今後、防災対策を一層厳しく対応していかなければならないと思っているところでございます。どうぞよろしくお祈りを申し上げます。

また、先ほどから私に対する大変温かいお言葉をいただきました。十分な行政運営ができていない部分も多々あったろうと思いますが、栗原議員のお言葉に大変感謝をしているところでございます。

早速、答弁に入らせていただきます。

行政区の現状と今後についてでございます。

各行政区で地域の社会生活になくてはならない役員等の成り手不足が問題となっているが、現状と対策はどうなっているのかという御質問でございます。

行政区の役員の現状につきましては、毎月開催しています行政区長会をはじめ、行政区長を対象としたアンケート調査の実施等により、その把握に努めております。その中で、役員選考は以前より困難になったという声が多く聞かれ、特に山間部の行政区や小規模行政区においてそれが顕著となっているようでございます。

市といたしましては、持続可能な地域コミュニティの運営のため、行政区再編未実施地域を対象として、行政区の役員等との意見交換会を開催するなど、地域と行政が一緒になって、その対策について話し合いを行っております。

次に、民生委員の現状についてでございます。

民生委員の活動は多岐にわたり、社会の変化や成り手不足など多くの問題があるが、現状と対策はどうなっているのかという御質問でございます。

民生委員・児童委員の皆様には、地域福祉の中心的な存在として、極めて重要な役割を担っていただいております。現在、行政区長の皆様などの御協力により推薦いただいた212名の民生委員・児童委員が活動されております。

少子高齢化や人間関係の希薄化などの社会の変化とともに、住民が直面する課題は複雑化かつ多様化し、民生委員・児童委員の役割は増加しています。

市といたしましては、八女市民生委員児童委員連絡協議会の支援などに努めており、民生委員・児童委員活動のさらなるPRや負担の軽減など、様々な角度から課題の解決に取り組んでまいります。

最後に、観光施策についてでございます。

まず、コロナ感染症が5類に移行後、国内、国外からの旅行需要が高まり、その波及効果と雇用の創出は八女市の活性化につながると思うが、現状と今後の方向性はどうかという御質問でございます。

本市の観光事業につきましては、観光入り込み客数がコロナ前の水準に戻りつつあり、さらに外国人の観光客が増加してきている状況となっております。

また、コロナ後の観光動向としましては、旅行における安心・安全へのニーズの高まり、少人数・小グループ化など、コロナ禍を境に観光ニーズが変化を続けております。

今後は、ビッグデータ等の活用により来訪者のニーズの分析を行い、インバウンド需要にも対応した旅行商品の開発や、受入れ体制の整備を行うことにより、さらなる観光振興が図られるよう努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○17番（栗原吉平君）

最初の質問ですけれども、地域人口の多い、少ないに関係なく、やはり活発に動かないと地域は治安もよくなりませんし、人も少なくなるばかりじゃないかと思っております。

この質問については、さきの6月の花下議員の質問とほとんどかぶりますので、ここでは数値的なことはあまり聞かないでいきたいと思っております。

地域社会がお互いに協力して安心・安全をつくり上げる。そのために、行政区、あるいは区長会、ここでは区長会、あるいは町内会、そして、隣組という言い方になるかと思っておりますけれども、御質問したいと思います。

参加が少なくなってくる、あるいは加入率が低下、少なくなってくるという状況の中で、そもそも自治会の役割とは、なぜ必要なのか、そして、定義というのはどんな定義なのか、ちょっと教えていただければ、お願いいたします。

○総務課長（清水正行君）

お答えいたします。

行政区、自治会、町内会の役割とはということでございます。

行政区、自治会、町内会は、同じ地域に住む住民が地域のつながりをつくり、安全で安心な環境づくりのため、お互いに協力、連携して活動するために組織をされております。

主な活動としては、その組織を活用して市からの依頼事務を行っていただいているほか、地域独自の環境美化活動、防犯・防災活動、親睦活動、所有する施設の管理などがあります。

最近では、大規模な自然災害が頻発し、災害時の共助が重要視されており、日頃から顔の見える関係づくりが重要と言われていますが、これは行政区、町内会、自治会の基盤や日頃の活動なくしては成り立たないと考えております。

また、行政区と自治会、町内会の定義でございます。

行政区につきましては、市の区域を画して設置した行政組織であり、地域行政の基礎単位組織となります。その区域を単位として公的情報の伝達及び連絡調整を行い、市から事務の依頼を行っております。

また、自治会、町内会の定義でございます。

区域内に居住する者を会員として、地縁に基づいて形成された団体、いわゆる地縁団体となります。会員の会費により運営され、財産や資産の管理、集会施設などの共同施設の運営、親睦行事や伝統行事の継承などの地域活動を行っております。

以上でございます。

○17番（栗原吉平君）

冒頭にも申しましたように、八女市内の人口が増えている地域はそれぞれ町内会として課題も多いということをお聞きします。回覧版があまり回ってこないとか、ごみの分別等がうまくできていないという声が聞かれるのも当然だろうと思うんですが、東部のほうでは人が少なくなって、世話する人も少なくなっているという状況が生まれております。例えば、集落に割り当てられた人もいなくなってくるとか、あんた今度スポーツ振興委員をしてくれと言われても、なかなかできなくなっております。

いずれも地域のコミュニティとして、そこに住む人たちが暮らしやすいように様々な課題をみんなで解決して自主的に行っていく、これが町内会として、あるいは自治会としての役割じゃないかと思っております。

ですから、今御説明があったように、そのためにはレクリエーションとか公園の掃除をしたり、道路愛護をしたり、あるいは高齢者の見守りをしたり、地区の防犯活動、いろんな活動が暮らしやすい地域をつくり上げる、これがやっぱり基本じゃないかと思っております。

特に最近では、八女市における広域的な地形から災害等が増えてきたということで、住民が共助という一番大切な役割を町内会、あるいは自治会が担っていくんだと考えれば、八女市としてこれからきちっと地域をつくっていくためには、町内会、あるいは自治会という組織をもっともっと増やしていかなければいけないという状況だろうと思っております。

なぜ加入率が下がっているのか。6月の議会で同僚議員の質問にもありましたように、どんどん下がっているんだと思っておりますが、なぜ下がっているのか、八女市の見解としてはいかがなものでしょうか。

○総務課長（清水正行君）

お答えいたします。

自治会、町内会の加入率が下がっている要因としてでございます。

加入率の低下は全国的な傾向でございますが、本市においても各地域とも加入率が低下しており、課題として捉えております。

加入率低下の要因といたしましては、生活様式の変化に伴い市民の意識が変化していることが考えられます。転入者からの未加入や、今まで加入していた方からの脱退に関するお問合せが以前より増えている傾向にあり、その理由としては、行事や共同作業に出たくない、会費の使途が分からない、役員や隣組長をしたくない、付き合いが面倒くさい等の意見が多くなっておるところでございます。

以上でございます。

○17番（栗原吉平君）

やっぱり普通に暮らせるという社会が築き上げられたからじゃないかと思っております。生活する上で利便性がよくなると、ほかのことはどうでもいいという機運が高まってきた。そういう意味では、地域の人々の生活がよくなってくると、やはり加入率が下がってくるという傾向が見られるようでございます。

それともう一つは、おっしゃるように、核家族が増えて、一人暮らしが増えると、人口減のために世帯が増えるということの表れかと思いますが、結局そういったことに出る時間も余裕もないというのが増えております。

それともう一つは、昔は定年を過ぎれば第二の人生みたいに言われましたけれども、今は70歳ぐらいまで働く人が増えてきたということになりますと、第二の人生で地域に恩返ししてやろうかという人もなかなかいないと思います。定年延長や働き方改革で、70歳過ぎまで働かにかいかんという状況の中で、町内会どころではないという地域が出てきたんじゃないかなと思います。

その上で、じゃ、町内会に入ったところで隣組長や、区長や、会長など役員になると、市とのパイプ役として、回覧版とか市からの配布物、あるいは募金とかの集金作業、また、アンケート調査の回収、青少年育成指導員や体育指導員、そしてまた各種の選任、そして、様々な会議や行事への参加と多忙になるわけですね。

中には、これは市職員の仕事ではないかと思われることもあるようでございますが、これらのことに対してどのような対策、指導を講じていくのか、これは最も大事なところじゃないかと思っておりますので、何かその辺で御意見ありましたらよろしく願いいたします。

○総務課長（清水正行君）

お答えいたします。

行政区長の方々の業務というのが非常に多くございまして、そういったことでいきますと、そういった業務についてどのようにして見直していくか等もございまして。

令和4年度と令和5年度に実施した行政区運営に関する意見交換会では、行政区の統廃合を実施していない、八女・黒木地域で小規模行政区を有する8地区を対象に実施しております。

市町村合併前後に行政区再編を実施した地域についても、既に15年程度経過していることから、再編未実施地域と同じように、行政区運営の状況や課題を把握するため意見交換会を開催する必要があると考えており、そこで出された課題等に対策を講じる必要がある場合は住民と一緒に検討していきたいと考えております。

業務の簡素化につきましては、令和3年度から令和4年度にかけて検討委員会と審議会を設置し見直しを行っておりますが、今後は役員や隣組長、そして、住民の負担軽減に向けて地域のDXも推進していく必要があると考えており、行政区長会と連携しながら先進事例の

調査研究等に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○17番（栗原吉平君）

ぜひやってください。魅力ある町内会事業をつくり上げるためにどうしたらいいのかというのを本当に真剣になって考えていただきたいと思っております。これは八女市だけの問題じゃなくて、全国的に町内会への加入率というのはどんどん下がっていると思っております。八女市は今後どのような体制を取るかということになりますと、今言われるように、ちゃんと行政区長会等で話していただきたいと思っております。

全国的に見ると、町内会でLINEを駆使して行事の広報やアンケートをしたり、それから、ちゃんと会費等の明瞭化をしながら町内の簡素化を図られているようなところがどんどん出てきております。また一方、行政のほうでは、町内会の必要性から、北海道のある町では、町内会条例をつくって役所と一体となった取組をやっているようでございます。

そこで、やはり学校現場からも、これは通告しておりませんが、学校現場も、学校で子どもたちが地域の活動や八女市のいろんな活動を頑張っているという事例がございまして、八女市も、当然教育長もここにおられますが、自分たちのまちは自分たちで考えようという生徒・児童が地域の勉強をしております。

ちょっと教育長、何か御紹介いただければうれしいですけど。

○教育長（橋本吉史君）

お答えをいたします。

今、議員おっしゃるように、子どもたちがまちづくりに参画をするということはとても大事なことだろうと思っております。そのためには、地域の人、物、事、よさ、課題、これを知ることがまず大前提になってくるだろうと思っております。そういった学習の総まとめとして、八女市でも10年ぐらい前から「八女ふる里学」という読本を作って学習をしております。あと、八女茶学と、独自の教材を作って学習をしているところです。

そういった活動を通して、具体的には、例えば、議員のお膝元であれば、矢部の子どもたちは林業に関して勉強、体験もしております。下草刈りとか枝落としとか、そういったことも勉強して、そういったところの課題も当事者意識として持つというか、そういったことがとても大事なのかなど。

それ以外にも、例えば、星野中ブロックであれば、お茶に関して様々な体験をしたり勉強したりして発信しています。また、上陽北衾あたりは、子どもたちが八女市のよさ、地域のよさ、そういったことを調べて、ハワイとの交流もしております。発信などもしております。

もう一つ、小学校6年生の国語科では、「町の未来を描こう」ということで、地域について調べて未来像について考えて、それを発表すると。そういう学習もしております、その

中に出てきたことを今年、昨年度も2月の子ども議会の中で、小学校6年生の子どもさんが八女市のほうに提言をしてくれたりしております。

そういった、いわゆる何と申しますか、子どもたちは地域に育てられる、まち全体が先生であるということとはとても大事なことだろうと思っています。これからも愛郷心と申しますか、地域を愛する心と、それと当事者意識と申しますか、課題意識とか、そういったものを育てていくということが大事なのかなと。

最後に、やはり子どもたちは、地域に愛された子どもしか、愛された経験がある子どもしか地域には返ってこないだろうと思っています。そういった意味からも、この八女茶学、八女ふる里学、そういったことを中心に学習を進めていけたらなと思っています。

以上です。

○17番（栗原吉平君）

通告もしていなかったんですが、明確な御答弁ありがとうございました。ぜひ子どもたちと一緒にまちづくりを考えにやいかんなど、つくづく感じているわけでございます。

副市長にお尋ねいたしますけれども、先ほど行政区の再編も考えにやいかんとやなかろうかという意見がありましたけれども、町内会、自治会を維持、継続させることの重要さというの、市長、副市長も十分御理解されていると思っておりますし、地域社会が希薄になれば、さらに人口減に拍車がかかると思います。人口が増えても課題も多いし、東部のように人が少なくなって行事そのものが成り立たない状態にあるということを御理解いただきたい。これからこのような問題をどうしていくのか。

地域の実態の再調査をするということでございますけれども、行政区の編成ですね。合併前の矢部村というのは16区ありました。合併条件であった行政区再編ということで、行政区再編で6区にいたしました。ところが今、いろんなことをやってみると、私が勝手なことを言うなど言われるかもしれませんが、2つぐらいの区でいいんじゃないかと、800人から1,000人ぐらいのところ、2つぐらいの区でもないかという御意見も地元の区長さんからいただいておりますが、この町内会、あるいは行政区を含めて、いろんな編成のやり方というのは今後考えていく必要があると思っておりますが、副市長はどんなふうにお考えですか。

○副市長（松崎賢明君）

お答えいたします。

栗原議員御提示のこの課題については、非常に喫緊の課題であり、重要な課題だと私たちも認識しているところです。

地域が活性化していくためには、やっぱりそこに安心して住んでいただく、楽しく住んでいただく、それには昔からのコミュニティが非常に大切な部分であるかと思っております。

先ほど課長が答弁しましたように、社会情勢の変化の中で、コミュニティの在り方、少しずつ個人の意識の変わり方で発生しているという課題も出てきております。

1つは、自治会、町内会、これが地縁団体であるというところ、ここが先ほど栗原議員もおっしゃいましたように、地域で協力しながら、守りながらやっていく。例えば、祭りであるとか、災害のときには皆で協力してやっていくとか、そういう自治会、町内会という地縁団体がベースにあって、行政区はそこに一緒にかぶせてというか、同じエリアで行政区を指定させていただいて、実質的には自治会長、町内会長さんに行政区長さんをお願いしているところでございます。

ただ、行政区だけの統合とかをやっても、自治会、町内会の結びつきがないと、そこはなかなか難しい点があるのかと思っております。個々の行政区と町内会、自治会の調和をいかに図りながら地元の皆さん方が共同してやるか。例えば、昨年度お祭りが中止になった、それなら2つの町内会が一緒になってやっていくという基礎ができれば、行政区も一緒になってやっていくことも可能かなと思っております。

行政区として、市が皆さん方に、行政区長さんをお願いしておる業務も大変多くなってきておりますので、この辺の見直しとかもしっかり随時やっていく必要があると思っております。ここの2つをいかに調和しながら進めていくか、これが非常に大切だと思っております。

市長答弁がありましたように、まず、地元の皆さん方の御意見がここは一番重要なところかと思っております。一緒になって進めていただける思いを持っていただく、それには私たちがきちんと丁寧に説明して、行政区の在り方、自治会の在り方、町内会の在り方はそれぞれのところ成り立ちも違うし、地域性もありますので難しい面があるかと思えますけれども、これがなければ地域コミュニティは守っていけない、共助の部分もなかなか威力を発揮していけないという面もありますので、そういったところを丁寧に御説明していきながら、町内会、自治会の在り方を含めたところで行政区の在り方も今後考えていく必要があると考えております。

○17番（栗原吉平君）

町内会の在り方、いろんな面で大変だろうと思えますけれども、それから、行政区の編成とかは、この課題については以前から同僚議員も一生懸命指摘されておりますので、ぜひ変わった形で、変わる必要があるのかなと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

一生懸命やるという答弁でございましたので、これぐらいにしたいと思えますけれども、まだまだやっぱり地域に帰れば、例えば、消防団員の問題であるとか、私も70歳過ぎても消防団に入るとかやいかんという状況を、地域の消防力というのは、やっぱり中において地域のために頑張らなきゃいかんというのがございますので、高齢化してくると、とにかく消防団員で出らなきゃいかんということになりますと非常に体がもたないという状況もございます

ので、ぜひ考えていただきたいと思います。

それでは次に、民生委員さんのことについてお話しさせていただきます。

民生委員・児童委員の仕事というのは、ひとり暮らしや高齢者への声かけ、安否確認、それから、個々に応じた福祉サービス、情報等の連絡、支援を必要とする子ども、保護者に対する情報提供の助言、子どもの育成のために地域の活動ということで、大変多くの仕事が続いていると思っております。

また、民生委員法で厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員であるということ、それから、社会福祉増進のため、地域社会の立場から生活や福祉全般に関わる相談と援助の活動を行わなければいけない、全ての民生委員さんは児童福祉法によって児童委員も兼ねており、妊婦中心の心配事や、子育ての不安に関する様々な支援もしていかにやいかんということでございます。

そこで、民生委員さんに成り手不足が全国的にありますけれども、今、八女市は212人の市長答弁がありました。213人と私は言いましたけれども、欠員の地区があるのですか。それから、欠員のところはこういったフォローをされておりますか。それから、月平均でいくとどれぐらい訪問されたり出動されているのかということをお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

お答えいたします。

民生委員さんにつきましては、民生委員法で、民生委員の定数は厚生労働大臣の定める基準を参酌して、市町村ごとに都道府県の条例で定めとなっております。

その基準でいいますと、八女市につきましては、人口10万人未満の市ということで、120世帯から280世帯までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員を1人置くということになっております。

本市におきましては、中山間部におきましては山や谷を挟み活動範囲が広域になること、また、市の中心部におきましては担当世帯が密接になることから、213人を定数としております。

213人定数につきましては、現在212人が委嘱ということで、1区の欠員が出ているところでございます。この地区におきましては、担当課が必要に応じて直接当事者と連絡を取るなどしておりますけれども、やっぱり日頃の見守りなどが困難になっている状況でございます。

市としましては、当該地区の役員会に出席して民生委員の選出をお願いしているところでございます。

また、活動する日数、訪問件数でございますけれども、令和5年度の数字でございますが、活動日数につきましては、民生委員全体の年間総トータルでいいますと2万7,078日、平均

しますと、お一人、月に11日ほど活動していただいております。

また、訪問につきましては、年間トータルで4万7,978件、平均しますと月に19件ほど訪問いただいております。

以上でございます。

○17番（栗原吉平君）

各地域に割り当てられました民生委員さんですから、当然、活動、訪問には誤差が出ると思っておりますけど、1人平均というか、多い人で何日くらい、それから少ない人でどれくらいかというのはお分かりでしょうか。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

お答えいたします。

個人ごとのデータにつきましては持ち合わせておりません。

以上でございます。

○17番（栗原吉平君）

民生委員さん、児童委員さんの仕事は、訪問や相談、支援だけでなく、やっぱり地域の福祉活動や行事、それから会議等に出席を多数されているのが現状でございます。

西部のほうでも、人口の多いところでは赤ちゃんも生まれてくるし、あるいは妊婦さん等の悩みも聞かにゃいかんということで、やはり人口の多いところの問題と人口の少ないところの問題というのはある程度あるんじゃないかなろうかと思っておりますし、例えば、春夏秋冬、夏の問題とか冬の問題というのはやっぱりボランティア頼りの現状で、一生懸命やっておられると思います。

これは直接聞いたんですけれども、黒木の民生委員さんが、今日お宅に訪問しますからと高齢の男性の方に電話して、行くということでアパートに行くと。そしたら、暑いもんですから、男性の方はパンツ一丁だったそうですよ、パンツ一丁。これは訪ねられた民生委員さんは恐怖しか感じらんですよね。もう恐怖ですよ。そんなことをボランティアとしてやとられんですよということを言われました。私はその話を聞いて、はあ、やっぱり大変だなと思いました。

それから、これは矢部のほうなんですけれども、昼間いらっしゃらないもんですから、ポストにメモ書きして、今日、夕方訪問しますということで入れとって、夕方、薄暗い日に行ったら、道路にマムシがおったと。マムシですよ、道路に。訪問する家庭の玄関手前の道路脇かなんかにマムシがおると。もう行く気はしませんというわけですよ。こういったことで日常茶飯事にいろんな問題があるということを御理解いただきたい。

その上で、仕事と委員の活動が両立しやすい環境をどんなふうに持っていこうとしているのか。国も持続可能な民生委員・児童委員さんの制度の在り方を検討するとかなんとかで

言っていますけれども、そういったことに対して十分な支援も必要じゃないかと思っております。

そこで、活動費、これは民生委員法で給与報酬は支払われないということになっているようでございますので、民生委員さん1人当たりの活動費というのは八女市はどんなふうになっていますか。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

お答えいたします。

民生委員法第10条におきまして、民生委員には給与を支給しないものとされております。原則無報酬のボランティアでございますけれども、おっしゃるとおり、活動にかかるガソリン代や電話代の費用弁償といたしまして活動費を支給しております。

金額につきましては、県から民生委員1人当たり年額61,700円が支給されております。市も同額の年額61,700円を、合計123,400円を活動費として支給しております。

以上でございます。

○17番（栗原吉平君）

これはまた副市長にお聞きしますけれども、やっぱり民生委員・児童委員さんというのは人のプライバシーにも関わって仕事をせにゃいかん。かといって、私が話したような危険も伴うし、ある意味恐怖も伴う。そういった人に対して、活動費だけで今からやっていく人がいるのかどうか。僕は少なくとも、例えば、県から今の話では61,700円、県はいいですけども、市から61,700円。この61,700円を少しでも上げてやるという思案というか、そういったことは思っていないのか、ちょっとお聞きします。

○副市長（松崎賢明君）

お答えいたします。

議員おっしゃられるように、現在、活動費という形で、国、県と同額分を市のほうで支給させていただいて、トータルで年間123千円程度を支給させていただいておりますけれども、おっしゃるようなそれぞれの環境の中で活動していただく中で、やっぱり動きやすい活動を支えていくというのも私たちの役割と思っております。

ここで現在支給しております活動費を上げましょうという、現時点では直接お答えはできませんけれども、民生委員児童委員連絡協議会の役員等としっかり議論させていただきながら、様々な面で検討させていただきたいと思っております。

○17番（栗原吉平君）

私に上げてくれという要望があったかという、そうしたことは全然ありませんので。ただ単に、やはりこれは必要じゃないかというふうに思っておりますし、例えば、市からの61,700円が上がることについては、これは地方交付税の措置での、八女市としての裁量権で

賄えるんじゃないかと思っておりますので、どしこ上げてもいいんじゃないかと思っておりますので、ぜひともお願いをしたいと思います。

それで、ちょっと部長にお伺いしたいんですけれども、各地で、例えば、議員にはタブレットをやる、職員はPCをもらう、それから、小中学生にはタブレットを配付するとなっておりますけれども、これは全国的に民生委員さん、児童委員さんにタブレットを渡して、当然八女市のほうに、大きな広域の中では非常に、やはりタブレットを渡して、仕事の効率化、いろんなことでもプライベートを除けばすぐ対応できる、すぐ報告もできる、ある意味Zoom会議もできるような運動が各地で起こっております。

これは八女市もそろそろタブレットを民生委員・児童委員さんに配付して、やはりきちんと仕事の軽減を図るということをぜひお願いしたいと思っておりますが、部長はどんなお考えでしょうか。

○健康福祉部長（坂田智子君）

お答えいたします。

民生委員・児童委員の皆さんの活動の大変さというのは、私も担当部長としていろいろ携わる中で実感をしているところです。

今、議員がおっしゃられるように、活動の軽減なり効率化というのは非常に重要な課題と考えております。今御提案があったタブレットなりDXの推進ということもひとつ重要なツールとしては必要ではないかなと思っておりますので、今後また民生委員児童委員連絡協議会等と協議をしながら、こういった活用方法、また費用面も当然出てきますので、そういったところを研究してまいりたいと考えております。

○17番（栗原吉平君）

ありがとうございます。ますます少子化と核家族が増えて地域とのつながりが薄れていくと、いろんな面で民生委員さん、児童委員さんにはお世話をかけますので、ぜひともどうか、私はすぐやる必要があると思っております。

それでは、最後の質問なんですけれども、観光施策についてお伺いをいたします。

八女市の総合計画、第5次総合計画が、来年度、令和7年度で終わる前期基本計画には、「観光地としての魅力を高め、関係人口を創出するまちをつくる」と書いてあります。

この総合計画は、3つの基本目標の下、地域の厳しい現実を明るい未来に展望する施策が示されております。基本目標に、八女の資源を生かした観光の推進、観光商品の開発と観光PRの充実、取組の一つには地域資源を活用した着地型体験プログラムでは、新規参入を図ると書いてあります。

そこで、本市の観光施策についてお伺いいたしますが、コロナ禍が——コロナはまだ続いておりますけれども、一連のコロナ禍というのは終わったように思いますし、海外、あるい

は国内、観光客が増えて、いろんな面で雇用も増えていると思っております。

市内の主要な宿泊施設、グリーンピア八女とか星野村の池の山荘とか、八女市内ではNIPPONIA HOTELとか、やべのもり、それから、八女本舗も含めてどういった傾向にあるのか、コロナ禍以降ですね。簡単に御説明をお願いいたしたいと思います。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

宿泊の状況ということでございますが、今、議員がおっしゃったように、日本から大体100万人ぐらいの人が外国に行かれるそうですが、外国からお見えになっているインバウンドのお客様は、7月速報値で330万人という人数になっております。これはやっぱり出国されるよりも入られる方が多いというのが国全体のやり方かなと。

じゃ、八女はどうかという御質問かと思っております。

八女につきましては、先ほどコロナということではおっしゃいましたが、実は八女の宿泊については、昨年度、令和5年度の数字は令和4年度より実は若干下がっているんですよ、国内が。というのが、補助金がなくなったりしておりましたので、令和4年度については15万2,000人ほどの宿泊者がございました。令和5年については12万9,500人ということで減っているんですが、先ほど説明しましたように、これは宿泊に伴う補助率の軽減ということがあって減っていると。ところが、外国人、インバウンドのお客様なんですけど、令和4年度は313名の方の宿泊でございました。ところが、令和5年度につきましては2,769名ということで大きく数字が伸びているところでございます。

同様に追加させていただきますと、八女の観光案内所を訪れていただく外国人のお客様も、令和5年度については全体で大体180人という数字だったんですが、今年度につきましては、令和6年7月の時点で既に107名を超えておまして、8月にまた増えております。この調子でいくと、大体200人以上の方が案内所で案内を受けるというような状況になるかと思えます。

以上でございます。

○17番（栗原吉平君）

300万人という数字を出されましたけれども、300万人というのは一月ですか。一月に日本を訪れる。（発言する者あり）そうですね、分かりました。

そこで、八女の資源を生かした観光の推進とか盛んに言われますけれども、ここでいう資源、大体分かりますけれども、それから回遊、そして滞在型の観光を促進するということが経済効果を高めるとありますけれども、具体的にどういったものが資源なのか、そして回遊なのか、それをどうつなげて観光施策になさっているのか、お聞きします。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

まず、資源という点でございます。

もちろん議員も御承知のように、八女市はこれだけ広い土地を持っております。これは福岡県の中で2番目に大きい土地を持つということでございます。この中には、自然だけではなく、季節の食べ物、そして、今、観光振興課のほうで管理をしております21の観光施設、これをいかに有効に観光客の皆様、関係人口という言い方をしますが、そういう方たちに利用していただく、これが一番大事なものではないかなと考えているところでございます。

どうことをやっているのかという御質問でございますので紹介させていただきますと、八女観光のオフィシャルサイトにも載せておりますが、まず、ここを回遊するためにツアー、要するにバスを使ったツアーをしております。大きく3種類ございます。

1種類については、ちょうど今月、9月から始めております。茶のくにモニターツアーとこのをやっておりまして、これはどういうことかということ、案外、八女の福島までは高速バスを使われたり普通の電車を使われたりする方がいらっしゃるんですよ。観光案内所に来て、今からどこかに行きたいんだけどと言われるんですが、ちょっと遠くに行くためには交通事情が悪いということもございますので、一つ方法としてやっているのは、観光案内所に設置しております自転車、こちらなんですけど、もう一つ、9月からやり始めたこのツアーは、実は観光案内所から発着できる2時間と4時間のツアーを実施しております。この2時間のツアーというのは、中央大茶園という八女、福島を回る2時間のツアー、それともう一本は4時間のツアー、これはたまたま9月のツアーについては、星野と上陽、要するにダニエル・イノウエさんの生誕祭というのもございますので、そういうツアーを毎月企画するようにしております。これは曜日を変えて、月曜、火曜、木曜、金曜というような形でツアーを、申込みがあれば運行するやつがまず1つ。

2つ目の紹介です。2つ目は、平成24年から実施しております茶のくにの周遊バスでございます。これは福岡であるとか久留米からお見えになる方たちを、久留米のJR久留米駅並びに西鉄久留米駅の発着のバスでございまして、大体年間20本から24本を実施しておるところでございます。これにつきましては、この中には、実は外国人専門、要するに外国語をしゃべれるスタッフを入れたバスのツアーも実施しているところでございます。

3本目、これは実は連携ツアーということでございまして、特に今年度は市制70周年、合併15周年ということもございましたので、文化振興課のほうと連携をしております、南北朝に関することということで、八女だけではなくて菊池まで行くようなツアーも実施しているところでございます。これは奥八女まで行けるような八女観光での取組になります。

以上でございます。

○17番（栗原吉平君）

今年2月に、矢部村に高齢者生産活動センターというのがあって、その活動センターの中に木工、いわゆる木工芸を造る、かんとか、いろんな機械があったんですね。それが誰も使わないから、これは何か利用できないかと。ただ単にスクラップして、金属として売って一般会計に入るよりも、こういったものはまだ十分動かせるから、ぜひとも何か使える方法はないかということで考えたのが、地域おこし協力隊というのを、ぜひ八女市も協力して地域おこし協力隊を呼んでくれんかということでお願いしましたら、全国から2人の方がお見えになったんですね。1人じゃなくて2人やったんですよ。栗原さん、審査委員というか、人を選ぶ選考委員になってくれと言われたものですから、私も素人ですけれども、1人は佐賀の方で、若い方でした。1人は高齢者で、横浜の方でしたね。

その横浜の方が面白いことを言われたのが頭に残っておりましたものですから、ちょっと言いますけれども、自分は東京圏におるけれども、やはり地方に出ているような木工芸の仕事をやりたいということで応募しましたと。何で八女市に応募したんですかと聞いたら、福岡があると、一番商業地である福岡があると。南に行けば熊本のシリコンバレーみたいに、半導体の集積回路の基地ができようとしていると。それを結ぶと中心線は八女ですよと言われて、びっくりいたしました。なおかつ、西に行けば長崎という観光地があると、東に行けば別府、大分、阿蘇という大きな観光地もある、それをみんな結んでくださいと言われて、やっぱり中心は八女に来たんですね。ああ、八女は、これは将来すごく伸びる地域だと思って八女の協力隊に応募しましたということで。やっぱりよそから見ると八女のよさというのは、必ずしも自分たちが、灯台下暗しじゃないですけれども、きちっと外部から認められるところがあるんだなと思ったところでございます。

八女市も、今、観光振興課長がいろいろおっしゃったように、いろんな施策をやるんだということでございますが、もう一度、八女市のよさというのは、資源とか、そういった回遊というところから考えて、どういったことが一番いいのかというのをもう一度、市外の方からモニターツアー、そういったものを利用して、やられているとはお聞きしますけれども、もう一遍そういったことを洗いざらいしながらやっていく必要があるんじゃないかと改めて思ったわけですが、この点について観光振興課長はどのようにお思いですか。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

議員がおっしゃったように、いかに八女にある資源を活用して魅力を持たせるかというのがやはりこの観光の課題でもあると思いますし、先ほど紹介されましたプランですよ、総合計画の中にもありますような、将来を見据えて関係人口を増やすためにはとても重要かと思っております。

また、先ほど例に挙げられた、ちょうど八女が中心だよという言い方なんですけど、確かに

おっしゃるとおり、八女に来られる方は、これから山を下って大分に行かれたり、熊本に行かれたりという方がいらっしゃいますから、やっぱり広域で連携できること、またもう一つ、八女じゃないとできないこと、八女には日本一のお茶もございますし、それこそ矢部でいけば大きなハート岩ということで、九州にあんなに大きなハートを見ることもないということで、もっともっと情報の発信に力を入れていながら、今後、施策に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○17番（栗原吉平君）

頑張ってもらいたいと思います。ぜひとも今言われるように、八女の各地域においてはいろいろなことがありますし、観光資源として残っているということを十分生かしながら、それが八女の地域資源だと思うし、そこを皆さんぐるぐる回ることによって活性化していかんかんといい状況の中で、これは最後の質問になるんですが、これも副市長にお聞きしますけれども、今言われるように、例えば、釈迦岳というのは県下最高峰、たくさん来られます。あるいは、南北朝では天皇まで八女東部にはおられました。そういった資源がありながら、ぐるぐる回ることによって活性化せにいかんかんといいのは、これは市長の言われるとおりだと思います。

ところが、言っていることとやっていることが違うんじゃないかということもあるわけです。例えば、堀川バスの減便の計画があるということ。私もちょっとこれだけは納得しないということで、今、堀川バスの関係ですから関係課は悩んでいるところだろうと思うんですが、堀川バスの幾つかある路線の中でも、黒木から矢部間だけ減便しようという計画です。これはまだ計画ですからどうなっているか分かりませんが、説明がありました。聞いたら、まだ大淵の議員さんにはまだ説明がなされていないと。

やっぱりそういった観光地を巡りなさい、どんどんバスに乗って巡りなさいと、確かに利用率は少ないけれども、これは矢部と黒木の間だけ減便するということは僕は差別以外にないんじゃないかと、差別に似たやり方だと。全部一律、経営が厳しいから減便しますよと言うなら、それは私も分かります。矢部と黒木の間を、それは確かに、山中溪谷も木屋にはありますし、大淵にもたくさん見るところはありますし、五條さんもおられるし、げんき館もある、矢部に行けばどんどんある。そういったところを回すことが八女市の思っていることなら、堀川バスを減便するということはどういうことですか。言っていることとやっていることが逆じゃないですかと思うわけでございます。

これについて、観光振興課長、あなたが言っているようにどんどん回ってもらわにいかん、どこでも行ってもらうにいかん。バスも利用してください。公共交通機関としてのやり方というのは、必ずしも人がおるから、人がいないならやめますよという話じゃないわけ

です。きちっとやっぱりそこは、私はこのことについては反対したいと思いますので、課長はどんなに、副市長に聞く前に課長に。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えさせていただきます。

現在のところ、紹介させていただきますと、今回御質問いただきましたので、先ほどおっしゃったような、やべのもりでありますとか、池の山荘、グリーンピア八女あたりにどういう方法でお見えになっていきますかというお客様のニーズについて聞き取りをさせていただいております。そうすると、グリーンピア八女については、やはり公共の交通機関を使ってお見えになっている方も若干名いらっしゃったんですが、実は矢部村と星野村はゼロと。これは令和5年度に公共交通機関でお見えになった方がいらっしゃらなかったような状況です。

というのは、先ほど議員もおっしゃいましたけど、八女だけに来られるわけではないですよ。八女を通り過ぎて黒川温泉に行かれる方もいらっしゃいますし、矢部の前に、例えば、太宰府天満宮に寄られる方もいらっしゃるわけですよ。そのニーズを考えると、今のところ、観光振興課の施策としては、まずはいろんなところをいっぱい回ってもらいたいで、公共の交通機関になると、まず時間がありますものですから、やはり——業者名もおっしゃったんですけど、堀川バスさんとは、バスをお借りしたところでのツアーというところで、観光客向けには商品のツアーを販売したいと。

ただ、公共の交通機関ということでございますので、地域の方たちの2次交通ということになると思いますが、これにつきましては副市長のほうにお話をさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○副市長（松崎賢明君）

お答えいたします。

公共交通機関の維持につきましては、議員おっしゃったように、大変重要な課題だと思っております。今、公共交通協議会の中でも議論していただいているのは、一番の課題は、要するに経済、もうかる、もうからんの一つ手前で、運転士さんの人員不足、これで回せないようになっておるといのが一番の要因のようでございます。

2つに分けさせていただいて、観光で巡っていくというのは、先ほど観光振興課長が申しましたように、要望に応じて、その部分で発着を別途使うというのがありますけれども、日常生活の部分については、今、協議会のほうでもしっかり議論していただいておりますけれども、代替手法がどう取られるのか、これについても、ほかの交通事業者さんたちの御協力の上でないと、予算があるから回せますではなくて、ほかの交通事業者さんもやっぱり運転士さんの問題を抱えられておるようです。

現状の部分、例えば、減便になったとしても、いかにそこを補完していくかというのを

今しっかり議論させていただいておりますので、なるべく現状維持できるよう、私たちもこれから協議を進めていきたいと思っております。

○17番（栗原吉平君）

ぜひ期待したいと思います。

これは季節によって、例えば、秋の紅葉やったら登山で行って釈迦岳の紅葉を見ようとか、それから、祭りがあるときには祭りを見に行こうかということで、定期的にお客さんというのは少ないかもしれませんが、公共交通として、人がいないから、あるいはニーズがないから、それから、バスの運転者がいないからというのは、これはちょっと違うかなと思っておりますし、ぜひそういったところから地域の格差をなくす、そういったことを、やっぱり格差があってはいかんと思うんですよ。これはぜひ市で真剣に考えていただきますようお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

17番栗原吉平議員の質問を終わります。

11時20分まで休憩します。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

18番三角真弓議員の質問を許します。

○18番（三角真弓君）

皆様お疲れさまです。公明党の三角真弓でございます。台風10号で災害に遭われました方々、また、お亡くなりになられました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧を心よりお祈りを申し上げます。また、本定例会は4期目となられる三田村市長の最後の定例会でございます。どうぞ最後までよろしく願いいたします。また、お忙しい中に傍聴においでいただきました方、大変にありがとうございます。

では、さきの通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。

初めに、行政職としての保健師の役割についてであります。

保健師の定義には、厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することとされています。近年、少子高齢化等の人口構造の変化や単身世帯の急増と世帯構造の変化、生活スタイルや価値観の多様化等、社会環境の大きな変化に加えて大規模な自然災害や健康危機管理事案の発生など、地域保健を取り巻く状況は劇的に変化しています。これらの変化に対応するとともに、複雑化、深刻化する人々の健康課題を解決するためには、地域保健に関わる人材、ひいては住民ニーズの変化に密に関わる行政保健師が日常業務で把

握した健康課題を地域の健康課題と捉えて普遍化し施策に結びつけていくこと、すなわち施策化能力が重要であると言われております。行政保健師の施策化能力とは、行政機関に勤務する保健師が政策、施策、事業から成る政策体系を踏まえ、公衆衛生の視点から必要な知識、技術、態度、行動を行ずることであり、行政保健師の政策化能力の有無が市民もしくは市全体の健康状態を左右するとも言われております。このような観点から、1、各配属部署における保健師の役割と課題について、2、地域住民からはどのような相談が多いのか、また、具体的にどのように対応されているのか、お尋ねをいたします。

次に、市民の疾病予防と健康づくりについてであります。

特に今回は子宮頸がんについてお尋ねをいたします。

この質問は令和3年3月、令和4年4月、令和4年12月、令和5年12月等々での一般質問でも行ってまいりました。子宮頸がんは年間約1万1,000人が罹患し、約2,900人が亡くなるがんです。3回の接種で計100千円近い費用がかかりますが、2013年4月より定期接種化され、小学校6年生から高校1年生相当の女性は無料で受けられるようになっております。特に国が積極的勧奨を中止した期間の世代のために接種機会を逃したキャッチアップ接種の対象者1997年4月2日から2008年4月1日生まれは全部で3回の接種が必要で、初回接種を本年9月末までに接種しないとチャンスを逃します。本市の接種対象者への周知とキャッチアップを含む未接種者への対応についてお尋ねをいたします。

最後に、日常生活に必要な移動手段の確保についてお尋ねをいたします。

八女市地域公共交通計画の現状と課題についてですが、交通弱者への対応、地域包括ケアシステムの生活支援への対応とも鑑み、市民の皆様全てに対応できる手段が大事であります。この課題につきましても、平成29年2月から令和5年12月までだけでも6回にわたって何回も質問してまいりました。それだけ多くの市民の皆様が困っておられます。一日でも早く取り組んでいただきたい課題であります。

1、需要と供給のバランスは取れているのか、2、誰一人も取り残さない移動手段になっているのかとの観点からお尋ねいたします。

あとは質問席より質問させていただきます。できる限り大きな声で明確なる御答弁をよろしくお願いたします。

○市長（三田村統之君）

18番三角真弓議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、行政職としての保健師の役割についてでございます。

各配属部署における保健師の役割と課題についてでございます。

自治体保健師は、地域の保健福祉施策を推進するため重要な役割を担っております。八女市では健康福祉部各課及び各支所に保健師を配置し、連携を図りながら保健事業等に取り組

んでおります。様々な子育て支援、保健事業及び地域包括ケアシステムの推進に取り組むなど、保健師や管理栄養士等専門職の人材育成や情報共有体制の充実、強化にさらに努めてまいります。

次に、地域住民からはどのような相談内容が多いのか、また、具体的にどのように対応されているのかという御質問でございます。

各部署において相談内容は様々ですが、保健師が対応する相談としては、健康相談やこころの相談、育児相談等がございます。相談内容が保健相談以外で多岐にわたる場合は、専門機関や関係団体につないでいくことで、相談者に寄り添った対応になるように取り組んでいくところでございます。

次に、市民の疾病予防と健康づくりについてでございます。

子宮頸がんを防ぐHPVワクチンの接種についてでございます。

対象者への周知についてのお尋ねでございます。

子宮頸がんを予防するHPVワクチンについて定期接種の対象者へは、中学1年生の方と最終年度となる高校1年相当の方に接種案内と予診票を年度初めに送付しております。また、接種機会を逃した方へのキャッチアップ接種については、今年度が最後となりますので、広報やホームページ、FM八女等で周知を行うとともに、対象となる方への個別の接種案内を今年度は2回送付して周知を図っているところでございます。

未接種者への今後の対応についてでございます。キャッチアップも含むというお尋ねでございます。

子宮頸がん予防の必要性をお知らせしながら、引き続き各媒体を活用してワクチン接種とがん検診の周知を行ってまいります。

日常生活に必要不可欠な移動手段の確保についてでございます。

八女市地域公共交通の現状と課題についてのお尋ねでございます。

需要と供給のバランスは取れているのか及び誰一人も取り残さない移動手段になっているのかにつきましては、一括して答弁をいたします。

現在、本市の公共交通は、地域間の移動を路線バス、地域内の移動をふる里タクシーが担い、これらの連携で構成されています。公共交通が市民の日常生活に必要な移動手段として利用され、交通空白地域の解消に一定の成果を上げていると認識をいたしております。

他方で移動ニーズの多様化、少数分散化が進んでおり、変化を踏まえた交通体系の整備、事業者や運転手の確保、公共交通としてどこまで対応できるかなど、整理すべき課題もございます。今後も、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、持続可能で利便性の高い地域公共交通を構築してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○18番（三角真弓君）

ありがとうございました。初めに、各配属部署における保健師の役割と課題についてお尋ねをいたします。

私は保健師の方の役割というのは、通告でも申しましたように、大変重要かつ市民に直結をしていると私自身は感じております。総務部長に最初お尋ねをいたしますけれども、保健師の役割に対しての、総務部に人事課はございますけど、どういう認識がえられるのか、最初にお尋ねします。

○総務部長（秋山 勲君）

お答えします。

保健師の役割の認識という御質問でございます。

保健師等の専門職につきましては、病気の予防や重症化を防ぐために、市民の皆さんの健康課題を発見し、対策に取り組んでいくことが重要だと考えております。保健師などの専門職につきましては、高齢者の介護予防や生活習慣病の予防の取組などを通じて市民の健康を支えていく重要な役割を担っておると認識をいたしておるところでございます。

○18番（三角真弓君）

先ほど同僚議員の質問への総務課長の答弁に行政区のことを言われましたけれども、そこに顔の見える環境づくりということをおっしゃいました。このことも踏まえた上で、行政区、また、民生委員さん、そういった方の下支えとなるのがある面では本市のいろんな課にいらっしゃるそれぞれの役割をお持ちの保健師の方ではないかなと思っております。

では、各課時間的に制限がございますので、ポイントを絞って質問させていただきたいと思っております。

最初に、子育て支援課6名の保健師の方が配属をされていらっしゃいます。今、国のほうではいかに子育て支援が遅れたのか、また、やむことのない少子化、こういったことに歯止めをかけるために、国はこの3年間で約3.6兆円の予算をかけて子育て支援に力を入れるようになっております。

今回、イギリスの選挙で14年ぶりに労働党が復活をいたしました。この意味合いには、やはり子育てや福祉、教育等に力を入れるということに対して市民の判断がそういう結果を招いたと聞いております。そういう中で、子育てに関しましては、支援という課ではゼロ歳から18歳までを間断なく支援するという位置づけがあると思っております。今回、政府は5月31日にこどもまんなか実行計画を決定いたしました。各省庁がばらばらに行っていた子ども・若者政策が初めて一元化され、こども版の骨太方針となるものです。幅広い子ども・若者政策の具体的取組を一元化されたもので、非常に意味があると思っております。そこに約3.6兆円もの予算がついておりますので、具体的な分かりやすい施策を今後検討していただ

きたいと思っております。

子育て支援課にお尋ねをしたい点でございますけれども、本年4月改正児童福祉法の改定内容の多くが施行され、各市町村では従来の児童福祉法に基づく子ども家庭総合支援拠点と母子保健法に基づく子育て世代包括支援センターのそれぞれの機能や意義を生かしつつ、母子保健と児童福祉の縦割りの壁を乗り越え、新たに全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関であるこども家庭センターの設置が努力義務となっていると思います。このこども家庭センターに対して今の子育て支援課としての進捗状況について、まずお尋ねをいたします。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

お答えをいたします。

ただいま議員おっしゃいましたように、こども家庭センターにおきましては、八女市では本年4月に設置をいたしているところでございます。そもそもこのこども家庭センターといえますのは議員のほうからもございましたように、保健師が所属をしております主に業務をやっております母子保健業務、それと、子ども家庭相談員が主にやっております児童福祉業務、こういったものを一体的に実施していく体制ということで設置をさせていただいております。具体的には毎月行っております要保護児童対策連絡協議会の実務者会議等でそれぞれの情報を共有しながら実施をいたしているところでございます。まだ4月に設置をしたばかりでありますので、具体的な評価というのはまだ早いかなと思っておりますけれども、現時点では共有、連携が非常に取れていると思っておりますところでございます。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

子育て支援課の訪問件数を出していただいておりますけれども、実数で505件、延べ653件、これは令和5年度になります。令和6年度も8月20日までを出していただいておりますけれども、令和5年に沿ってやっていきたいと思っております。

令和5年度の八女市の出生数は、旧八女288、黒木30、上陽4、立花24、矢部1、星野10、合わせて357人の赤ちゃんが生まれております。これほど出生数が減っております。そういった中で子どもの現状、また、そういう生まれた赤ちゃんに対する産後ケア、そういったことも含めまして505件の実際訪問の実績ですね。この505件というのは旧八女市なのか、全八女市を網羅してなのか、答弁をお願いします。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

お答えをいたします。

ただいま議員おっしゃいました件数については、八女市全体の件数でございます。また、令和5年度から出産育児給付金事業、国の事業が始まりました。その関係で全ての出産をさ

れた方に対しての訪問というのが義務づけをされている中で、市といたしましても、保健所を中心に全ての出産された方々への訪問調査を行っているところでございます。

○18番（三角真弓君）

505件が多いのか少ないのか、実態把握するためにはやはり訪問での実施が必要ではないかと思っております。通知によると、この事業というのは、家事、子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭への居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことと言われております。今、子どもの虐待はやむことがなく、2022年には全国で21万9,170件の件数が上がっております。そして、子どもの相対的貧困は2012年16.3%、6人に1人、これが2021年には11.5%、9人に1人ですけど、ひとり親家庭においては44.5%、依然として厳しい現状であります。そして、ヤングケアラー、家族のことを心配する存在であり、本年6月にはヤングケアラーへの支援を初めて法制化した改正子ども・若者育成支援推進法が成立をいたしております。それほどこの問題というのは大変重要な問題だと思っております。今、私が言いました虐待問題、そして、貧困問題、ヤングケアラーを含め、子育て支援課としてその現状と課題をどのように把握してあるのか、3点まとめてお願いします。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

お答えをいたします。

まず、ヤングケアラーの関係でございますけれども、まず、ヤングケアラーの実態の把握については大変難しいものがあると認識をしております。これは明確な基準が現在あるわけではございませんし、まず、当事者の認識、それから、感覚的なものが多様な中でヤングケアラーと位置づけて支援をするということがなかなか難しいという現状にあるかと認識をしております。現状での対応といたしましては、学校現場等実施をいたしておりますケースカンファレンス会議というものがございますけれども、この会議の中で個別の実態を把握しながら対応しているというのが現状でございます。

また、虐待の関係でございますけれども、虐待につきましては、こども相談室を設置しております。ここに現在5名のこども相談員がおりますけれども、こちらが基本的には通報の窓口ということになっております。現在では各施設、保育所でありますとか学校のほうに通報の義務が課せられておりますので、そちらからこども相談室のほうにまず連絡が入りますと、児童相談所とも連携をしながら現在対応を取っているところでございます。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

子どもの貧困は。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

失礼いたしました。子どもの貧困でございますけれども、貧困につきましても基本的にはこども相談室のほうで窓口となって対応しておりますけれども、先ほど申しました今年度こども家庭センターを設置させていただいておりますけれども、それはこども相談員のみならず、議員おっしゃってあります専門的な保健師、そういった者が連携を取りながらやっていくことが非常に重要だと考えております。今後も貧困問題につきましては、子育て支援課職員一丸となって対応していくということが必要だと考えているところでございます。

○18番（三角真弓君）

おっしゃるように、ヤングケアラーの問題というのは学校教育課との連携も大事でしょうし、これは介護長寿課の第9期事業計画の中にも8050とか、ダブルケアとか、ヤングケアラーということで位置づけもされております。このヤングケアラーというのはなかなか今そこに対して国がそういった骨太の中に施策を入れておりますけれども、大阪の西成区という地域がありまして、そこにもヤングケアラーだろうと言われるお子さんがかなりいらっしゃる。しかし、子どもたちは非常に元気だと。そういった理由は2つあって、1つは居場所があることと、もう一つは頼れる大人がいること、たとえどういう環境にあったとしても、ケアをしていくことというのは寄り添っていくこと、そういうことが大事だと言われております。

そして、虐待に関しましては、全国的に児童相談所が、申し訳ない言い方ですけど、たくさんそういう子どもたちを対象にしている中で、本当は帰すべきなのか、帰さないがいいのか分からないようなお子さんを帰して、結果的には虐待を受けて亡くなっているケースは皆さんも御承知のように新聞報道でもあっております。本当に悲しいことです。

ですから、そういった受皿としてももっと重層的な支援を今回こども家庭センターのほうでやっていただきたいと思っておりますし、この物価高の中で特にひとり親の多い八女市にとりましては、父子・母子家庭共に、特に母子家庭においての貧困というのはなかなか目には見えないけど現実あっている、そういうことを考えたときにこの505件の訪問件数が果たしてこれで実際子どもの環境が見られるのかというのは正直少ないのではないかなと思っておりますので、そこら辺を十分検討していただきたいと思いますと思っております。

次に、これは先行している要するに、先ほど申しました出産後の産後ケア、また、産後ドゥーラという言葉がございますけれども、先行している自治体がありまして、東京都の中野区の宋祥子さんという、この方はベテランの助産師さんですけど、2,000人以上のお子さんを取り上げた方が、今、東京都の助産師会の会長も務めておられます。この方の言葉によると、出産直後の母親の身体は交通事故で全治2か月というダメージに匹敵するほど弱っているといいます。また、出産の前後でホルモンバランスが大きく崩れ、産後鬱のリスクは全

ての出産直後の母親が抱えているということです。今の時代、母親になる女性は少子化の時代に生まれ育ち、出産や子育てについて見聞きすることも少なく、周囲に頼れる人の少ない核家族で暮らしている人がほとんどです。出産によるこのように大きなダメージを抱えて出産後、家に戻り押し寄せる怒濤の家事、育児に押し潰されそうになりながら孤立し誰かの助けを求めている母親は少なくないと言われております。

こういう中で、八女市の取り組む産後ケア、また、産後ドゥーラ、ドゥーラというのはギリシャ語で経験豊かな女性という意味だそうです。家庭を訪問し、できなくなって困っている家事や育児を手伝ったり代わりにしてあげて休息のための時間をつくる。また、心の悩みを傾聴し、共感し、寄り添って力づけるのは産後ドゥーラという方たちであります。この産後ケア、産後ドゥーラが、出生数は減っておりますけど、将来を担う大事な一人お一人の命にどう向き合うかということで、こういう制度を今後どのようにより深く掘り下げて制度化していかれるのか、また、今現状、これをしていच्छるのであれば、それも踏まえてお答えをお願いします。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

お答えをいたします。

産後ケア事業につきましては、令和元年度に行われました母子保健法の改正によりまして、市町村のほうに努力義務を課せられているところでございます。八女市といたしましても、令和3年度からこの産後ケア事業に取り組をいたしているところでございまして、現在の事業といたしましては宿泊型、それから日帰り型、訪問型、国が示しております3つの形を全て実証する形で現在行っております。ただ、専門的なケアになりますので、これは産婦人科医のほうに委託をして実施しているということでございます。令和5年度では15名の方が利用されまして、延べ46日間の産後ケアを利用されているという状況です。ただ、これを利用されるに当たっては、基本的には子育て支援課に所属をしています保健師ですとか、母子コーディネーターがおりますけれども、そういった職員の訪問、それから、指導によって利用申請に至っているということを感じておりますので、これからもやはりこういう訪問事業を通じて事業への利用を促進していきたいと考えているところでございます。

○18番（三角真弓君）

本当におっしゃるように、先ほどの出生数から見たり、また、いろんな大変な事情のある家庭環境というのは、本当に大変子育て支援課の所管の中にはたくさんあると思っております。しかし、地域の資源、元助産師であったりとか、看護師であったりとか、そういった方たちを本当の支援を受けながら、やはり一人でも、出産したお母さん、また、子育て中の母親が心の悩みに陥らないようなそういう政策を、やっぱり地域の資源を生かさないと、やっぱりなかなかこれだけの広い地域のことですので、そういったことはぜひとも今後お願いし

たいと思っております。そして、こどもまんなか社会という実現に向かいますと、本当に誰もが地域で安心して産み育てることができる社会、子どもたちが優しく、賢く、たくましく育つことのできる社会をつくっていくことこそ、私たちの未来を守り輝かせる道だと思っております。今回のこども家庭センターが、元はやめっこ未来館と、新庁舎ができて、こども家庭係との連携がなかなか移動も含め、今後の検討の余地はあると思っておりますので、そういったことも視野に入れて、本市がこどもまんなか社会を推進するシンボル市となることを期待いたして、次に行きたいと思っております。

健康推進課のほうには6人の保健師の方が在駐をしておられます。この6人の保健師の方は、東部には健康づくり室というのがあって、2人の保健師の方が在駐されておりますけれども、今回、この資料を見てみますと、健康推進課としては実数768名、令和5年度の訪問件数になっております。特定健診とか、がん検診の結果の説明、重症化予防の保健指導とか、健診未受診者への勧奨と多岐にわたる訪問活動になっておりますけれども、今回、医療費を令和3年から5年の国民健康保険と、介護長寿課ではありますけど、後期高齢者医療保険の1人当たりの金額を出していただいております。健康推進課の保健師の皆様の行動によって、この医療費の削減につながっていくということは非常に重要なことではないかなと思っております。国民健康保険料はこの3年間で1人当たり平均13,800円上がっております。そして、後期高齢に至っては27,600円が値上がりをしていただいております。

健康推進課にお尋ねしますが、お一人お一人の市民の皆様の健康台帳というものは作っていらっしゃるのでしょうか。

○健康推進課長（末廣英子君）

お答えいたします。

健康推進課のほうで管理しておりますPCCといった健康管理のシステムがあるんですけども、そちらのほうに予防接種をどれだけ受けられたかとか、健診の実績などは残していただいております。台帳という紙ベースではなくて、システムのほうで管理されているということでございます。

○18番（三角真弓君）

隣の広川では、あえて紙ベースにして一人一人の住民の状況をあえて手書きで覚えていく、頭にたたき込んでいく、そして、家庭訪問をし続けていくということで実践をなさっております。やはりそういったことが積み重なってこそ健康寿命を延ばし、また、医療費削減につながっていくのではないかなと思っております。特に今回も、今、特定住民健診の時期になっております。この中に回数が大体47回ほど組まれております。この中に土日祝日も22回入っております。こういう組み方をされたとき健診に行くのにタクシーチケット、また、回数券がタクシー・バスの共通回数券と1,200円の、その住民の必要な方には出していただ

もらっていますけど、乗合タクシーは使えないわけです。22回がこういう土日祝日になっております。これで住民健診の向上につながるのでしょうか。こういうことで、じゃ、健康推進課と定住対策課のやり取り、乗合タクシーをやっている課とのやり取りをしながら、この日には決めてあるのか、乗合タクシーは使えないわけですよね。この点どんなふうに思われていますか。

○健康推進課長（末廣英子君）

お答えいたします。

乗合タクシーの利用のことについては、健診の予約のときにどのような方法で健診会場まで来られますでしょうかと、なるべくお近くですとか、交通手段が楽な方法を取っていただけるように、今のこの会場ではこのくらい空きがございますということで御案内を差し上げて、交通チケットが必要かどうかということもお尋ねして送付させていただいているところでございます。

○18番（三角真弓君）

やはり医療費の削減や一人一人の住民の健康をチェックする、そういった機能のある健康推進課といたしましては、この住民健診も非常に重要な健診で、この受診率アップ、これはある市の先進地を視察したときには、全庁——これは前の質問でも言いましたが、全職員挙げて住民健診に行ってくださいということとその担当課だけではなくてやっている市もあります。それほど健康、やはりこれだけの医療費がかかっております。令和5年度で国民健康保険料として1人平均437,384円、後期高齢者医療費1,211,953円、これだけの医療費をどう下げていくのかということに対しての真摯な前向きな姿勢がない限りは、医療費等削減にはやはり大変になっていくのかなと思って、受診の向上に向かっての今後の検討を進めていっていただきたいと思っております。

次に、介護長寿課のほうですけど、本庁に2人の保健師の方がいらっしゃいます。この訪問件数というのはほとんどが全地域の包括支援センター分となっております。介護長寿課は、今回、第9期介護保険、基準額が平均200円が上がっております。八女市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の中で非常に重要な内容が書かれております。そういった中で、介護長寿課には2名の保健師がいらっしゃいます。この2名の保健師の方は、地域包括支援センターとしては381件の実際訪問になっておりますけど、八女市は高齢化が進んでおるがゆえに非常に介護長寿課の保健師の方たちのスキルは大事だと思っておりますので、この保健師の業務の内容、どのような内容になっているかをお願いします。

○介護長寿課長（前田加代子君）

お答えします。

先ほど議員がおっしゃいましたように、保健師の高齢者の訪問につきましては、介護保険

法により地域包括支援センターを平成18年から設置しておりますので、そこに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置して、基本的に訪問業務を行っております。そのため介護長寿課の2名の保健師は主な業務といたしまして、介護保険を受けていない高齢者の方々などを対象としたフレイル予防や運動習慣の定着、また、人とのつながりの場を持っていただく場をつくり、健康寿命の延伸のために各地域におきまして多くの介護予防事業を展開しております。また、その際には保健師が出向いた際には必ず健康診査を受けていただくようにというのがお勧めもさせていただいているところです。

以上です。

○18番（三角真弓君）

今の介護になる前の方たちへのそういうことは非常に大事なことだと思っておりますし、からだ楽かる筋力アップ教室や人生100年教室等がその中の一つかなと思っております。これは全市を対象として介護長寿課の保健師2人の方は対応されておるだろうと思っておりますけれども、周知のことですね、周知と、あるいはそういう介護認定を受けていない人の中に認知になるだろうと思われる方がやはりいらっしゃると思うんです。そういった方の早期発見、今から認知症はどんどん進んでいきますので、そういう早期発見につながるためには受けていない方への、さっきおっしゃるように、地域包括支援センターの方の訪問と一緒にあって、やはり絶対訪問しないでいいということではないと思いますので、やはり顔の見える、状況の見える、そういうことが大事ですので、そういったことを今後ぜひ検討していただきたいと思いますと思っております。

改めて高齢者福祉計画を見てみると、三田村市長の初めの御挨拶がありますけど、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるよう推進に努めてきたとあります。保健、医療、介護、福祉の関係者の連携が大事だということも書かれております。改めて令和5年度の介護の認定者数は4,176人、18.8%、全国から見れば若干低いです。在宅サービスは、これは地域間の格差があるのではないかなと思っております。例えば、訪問看護ステーションなんかは、この地域に出向いてのサービスというのはやっぱり委託になってくるかなと思っておりますので、今後そういった訪問看護ステーションに対しての委託への予算をやっぱり取るべきではないかなと思っております。実質、八女市の現状は36.6%が高齢化率です。3人に1人が高齢者、約5人に1人は後期高齢者と言われて数字は出ております。しかし、これは旧八女市が――東部のほうは、上陽46.8%、黒木46.9%、立花45.3%、矢部54.9%、星野48.3%と非常に高齢化率は高いです。しかもちなみに、矢部のことを言うと申し訳ございませんけど、3人に2人が75歳以上の高齢者になっております。こういった方たちの生活が見えない限り、やはり安心と安全な生活はできない。確かに人口が減る中で移住・定住も大事です。しかし、この住み慣れた地域で本当に八女市の中でどこに住んでい

でもそういうサービスを受け、そして、安心した暮らしをしていただくためには、やはりそういう実態の把握というのは大事になってくると思っておりますので、この点をよろしくお願ひしておきたいと思ひますけど、その点、健康福祉部長どのようにお考えでしょうか。

○健康福祉部長（坂田智子君）

お答えいたします。

八女市、本当に非常に広くございますし、議員今おっしゃられたように、高齢化率は東部のほうが当然高くなっている状況で、ただ、現状としましては、いろんな介護サービスですとか医療の関係、非常に厳しい状況もございます。今現在どういった現状で足りているのか足りていないのか、どういう現状なのかを介護長寿課中心に調べていく中で、どういった施策が今後必要なのかというのを今検討しているところでございます。

○18番（三角真弓君）

そうですね、この介護保険事業計画が第9期になりますので、今から検討と言われてもなかなか、今までじゃ、何をなさった——もちろん努力はなさってきたし、いろんな災害があつたりいろんなコロナがあつたりで、やはり社会の状況も変わっております。しかし、人は一年一年年を取り生活が不自由になってくる方がやっぱり増えてくるわけです。そういうところをどう支えていくのかという、やっぱり保健師のスキルはそこにも大事なかなと思っております。

次に、東部の健康づくり室は2名の保健師で、令和6年度からこのような機構になっているかと思っておりますけれども、保健師の家庭訪問が79名となっております。これは立花、上陽、矢部、星野にもそれぞれの保健師の方がいらっしゃいますけど、その数もこの数に入っているのでしょうか。

○東部健康づくり室長（樋口久美子君）

御説明いたします。

東部健康づくり室は令和6年4月から新たに設置した部署でございますけれども、健康づくり係に2名保健師を配置しておりますが、担当といたしましては、黒木、上陽、矢部、星野地区を担当としておりますので、その地域の訪問件数となっております。

以上です。

○18番（三角真弓君）

高齢化が進んだ中で79件、令和6年ですので、発足してまだ4、5、6、7、8月、半年もたつてはいないんですけれども、本当に今後この件数でいいのかというのは非常に心配をしているところでございます。今後、やはり各支所に保健師がいらっしゃるのであれば、そこに連携を取っていかないと、先ほど申しましたように、もう50%超えた地域も、50%になっている地域というのは全ての高齢者の顔が分かるという状況が大事だと思っております

ので、今後は各支所と、また、本庁との連携を取って、そういうところにぜひ手が届くようにしていただきたいと思っております。

ちょっとまた前後しますが、先に福祉課のほうですけど、1人の保健師が在住していらっしゃるんですけど、生活保護者へのケースワーカーの訪問とかも福祉課のほうではなされて、その中にも高齢者や介護が必要な方もいらっしゃいます。そういった方に対しては、その1人の保健師は対応なさっているのか。また、医療的ケア児がいらっしゃいますが、そういった方へ保健師業務の中で福祉課の保健師業務はそういうことも行われているのかいないのか、その点でいいです。

○福祉課長（遠藤宏樹君）

お答えいたします。

福祉課では障がい者福祉係の係長に保健師を配置しております。役職を持っていますので、部署横断的な保健活動の連携及び協働、また、保健、医療、福祉、介護等の各種サービスの総合的な調整及び不足しているサービスの開発など施策の企画や立案の部分に保健師の視点を持って取り組むような形で活動しております。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

では先に、順番がちょっと前後いたしますけれども、今回、私が出しております子宮頸がんワクチンの件を先に、この後ちょっと前後いたしますけれども、先にお尋ねいたします。

HPVワクチンの件は、私も何回も質問するたびに抗議の電話も受れたり、いろんな訪問もして厳しいお言葉も受けましたけれども、やはり今は亡くなる方のリスクが高いということで、産科学会から厚労省への要望書が出されてから2023年4月より、もともと2013年から定期接種はスタートいたしましたけど、10年遅れて、途中積極的な勧奨が中止された期間の方たちが今キャッチアップの世代になっておると認識しております。年間やはり1万人が罹患し、1万人以上です。約3,000人近い方が亡くなるか、もしくは亡くならなくても一生涯子どもが産めない体、そういった若い女性が増えてきております。そういった罹患患者の中で約38%が20歳から30歳代の女性になっております。こういったことを考えたときに、本当にこの接種率は令和4年約14%、令和5年約12%、そして、令和6年はまだ1年たっておりませんが、今の時点で5%ですけど、このキャッチアップは9月に1回を打たないと国のそういう支援を受けられませんので、このことをもう一回、よければそういう住民の方に、今、FMで流していただいております。ですけど、それだけではですね。福岡大学のほうでは女子学生と教職員全員を対象に、また、対象となる卒業生も予防外来での集団接種をいらっしゃいます。その決断に至った方たちの意見というのは、十分な情報、また、時間がなかったというのが一番の理由だそうです。それほど打とうか打たまいか、いろ

んな報道があったがゆえにそこにやはり一歩進めない、そういうやっぱり御家族の判断になるかと思しますので、御本人様だけでの判断の方もキャッチアップの世代はいるかと思えますけど、小学校6年から高校1年相当であれば、やはり家族のそういった承諾も要ると思しますので、その点に対してもう一度徹底的にお一人お一人への電話だったり訪問だったりして、最後の関わりを持っていただきたいと、これは要望いたしておきます。

私は今回、行政保健師の方の今いろいろ意見を聞くと、やっぱりそこには全て各支所を超えた統括保健師の方がやはり八女市でも必要なと思っております。統括保健師の方のそういった組織を横断した機能がなければ、地域住民にとって最も価値のある施策を生み出すことはできないと思っております。人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らし、生きがい、地域を共につくっていく社会、いわゆる地域共生社会への実現に向けて政策が転換されていくと思っておりますので、これは時間の都合上、部長への要望といたしておきますので、よろしく願いしておきます。

私は最近プロジェクトXというのを見ました。これは2005年に放映されたのがリクエストとして最近放映があっておりました。これは戦争で沖縄の住民、地上戦があった唯一というか、沖縄だけが地上戦があつて約10万人の方が亡くなっておられます。そこにやはり皮膚病やマラリア、結核が、水道の施設が破壊されましたので、全てが水で煮炊きや、お風呂——川で流すとか、そういったことから感染症が一気に流行したわけです。その中に100人に及ぶ女たちの戦いということで、保健師構成、公衆衛生保健婦と言われる方が全島回って一軒一軒住民の支援をされている姿を見て、本当に胸がいっぱいになりました。毎日毎日、それこそハブが出るような島です。ですけど、そういった方たちの一言一言がやはり私の胸を非常に打ったものですから、特に島民の健康は保健婦、当時いなければ絶対駄目だ。自身のためにならなくても人のためにやること、町民の方たちの悩みをどうしたらいいかと思ったら知恵が出る、体と心の状態に耳を傾ける、病気の発見のために何でも話せる環境づくりということで、本当にそういった、現在もう亡くなってはいらっしゃるでしょうけど、2005年放映のものが今またあっているということは、それほどやはり保健師のスキルというのは今問われているかなと思っておりますので——

○議長（橋本正敏君）

三角議員申し上げます。質問をお願いいたします。

○18番（三角真弓君）

よろしくお願ひしたいと思います。

では、次に行きます。

次に、日常生活に必要な移動手段の確保についてお尋ねをいたします。

これは私も何回も何回も質問してきたことでありますけれども、第1点といたしまして、

運転免許証自主返納の支援事業として平成30年から令和6年8月20日までに2,364人の方が返納されておりますけれども、やはりそういう返納者が返納したとしても、今の現状で相互乗り入れもなく高齢者の交通の手段、特に民生委員さんのアンケートでは、買物、通院等の移動が不便であるという回答は54.8%に上っております。こういうことを鑑み、担当課としては今後そういう相互乗り入れに関しての考えをどのように考えていらっしゃるのかをお尋ねします。

○定住対策課長（松本伸一君）

お答えいたします。

議員御指摘の相互乗り入れの件でございます。

先ほどございました高齢者の運転免許証の自主返納が2,200ほどございまして、年間200件ほどございます。高齢者の方々の自主返納後の生活スタイルというのがかなりお困りであるというお声は、常日頃、私どもいきいきサロンとか、そういった高齢者向けの講義に行くたんびに厳しい御意見をいただいているところでございます。その中で御紹介いたしますと、やはり今おっしゃられましたエリアの拡大、それから、土日に運行をしてほしいとか、夕方6時ぐらいまでは運行してほしい、そういったもろもろの御意見を賜っております。今御指摘ありました相互乗り入れの件でございますけれども、これまで議員も6回ほど質疑等々してこられたということで、そのエリアの壁というのがなかなか高くてできなかったというところでございます。私どももその件に関しましては、八女市地域交通協議会等々、それから、地元の地域の交通事業者さん、あと国、県と様々な議論をこれまでやってきました。結果的にはなかなかエリア越えという状況には至らなかったんですけれども、一部はエリア越えをさせていただいているところでございます。

昨今の交通情勢の厳しい中、やはり運転手不足等で先ほども質疑ございましたけれども、なかなか路線バスの厳しい運営ということで運転手がなかなか見つからないという状況で、どうしても地域によっては減便せざるを得ないという時代になっておるところでございます。そういう状況の補填ではございませんけれども、一部の地域ではエリア越えをさせていただきながら、実証実験を試みまして一步踏み込んでやっていこうという取組をしているところでございます。実際、その検証が終わって、検証後に地域の方の意見を改めてまた伺いまして、その後どうするか、関係部局、それから、協議会等でしっかり意見を賜って決断していきたいとは思っているところでございます。

○18番（三角真弓君）

これはいろんなやっぱりそういった法律の壁とかというのものもあるかなと思うんですけど、やはり堀川バスさんやそういう有識者、また、そういった事業所さんあたり、また各課、先ほど申しましたように、健康推進課のほうでもやはりこの乗合タクシーの必要性もあります

し、介護長寿課もございます。そういうこのニーズは非常に大きいと思いますので、特に隣の広川町さんと八女というのは面積も違いますので、比較をすること自体がどうかとは思いますが、広川町のほうではエリア越えて、町外で堀川バス営業所、公立八女総合病院、そして、久留米市の日高整形外科までは利用できるようになっております。そういうことを考えたときに、やっぱり八女市も今何とか相互乗り入れをやらなければ、今回、運転手不足というのは私も分かっておりますけど、タクシーのない地域が矢部や上陽はございますので、もうここしか住民の皆様の移動手段はありませんし、乗合タクシーに乗れなくなった方への福祉有償運送等の考えもしっかりしてもらわないと交通手段は全くない方がたくさんいらっしゃると思いますので、その点ぜひ前向きな検討をしていただきたいと思います、副市長どうでしょうか。

○副市長（松崎賢明君）

お答えいたします。

これまでふる里タクシーの運行につきましては、地域間の移動を路線バスと地域内の移動をふる里タクシーでという、これをコンセプトに地域公共交通の組立てをやってきております。ただ、先ほども御質問ございましたけれども、地域間の路線バスの状況も変わってくることも厳しい状況の中で発生してきておりますので、ここの基本的なところは維持しながら、こういう状況になったところで、どういった形でその分の補完ができるのかというのはしっかり議論させていただく必要があると考えております。先ほど申しましたように、これには地域交通を担っていただいております事業者さんの協力、これがまさに重要でございます。そういう意味も含めまして、公共交通協議会の中でその点も含めてしっかり議論をいただいておりますので、住民の皆さん方が安心して移動できるように、なるべくそれに努めていきたいと考えております。

○18番（三角真弓君）

それと、今は療育手帳を持つ障がい者とか、そういう身体、精神、知的、そういった方たちに対して、やはり半額とか免除とか、そういった方向も考えていただきたいと思います。確かにこれだけ広い中で誰一人も取り残さない交通体系をつくっていくのは困難ではあると思いますが、やはりそこに路線バスの堀川バスさんの運転してある姿を見たときほとんど乗客はいらっしゃらない、本当にやりがいがあるのかなど、こういうことを言うてはいけないことですが、そういうことも度々見ております。本気になってこのことは改革していただきたいと思います。と思っています。

最後になりますけれども、通告では申すことがちょっとできなかったんですけども、三田村市長におかれましては、平成の大合併、3町2村との広域合併後、本当に市長として4期16年間大変にお疲れでございました。まだ任期は残っておられますけれども、最後までよ

ろしくお願ひしたいと思ひます。自然災害、コロナ感染、御自身の大病等々、筆舌に尽くし難い思ひで指揮を取っていただいたことだと推察をいたしておひます。これだけの市町村を一つの市にすることの大変さを口に出されたことは今でも忘れられません。お体に氣をつけていただきたいと思ひておひます。生涯八女市の発展を見続けていただきたいと思ひておひます。

その市長に、最後にこの交通網計画を本当に一日でも早く達成していただきたいと御答弁をよろしくお願ひいたします。

○市長（三田村統之君）

中山間地の皆さんには交通の問題だけではなくて、今日御質問をいろいろいただいておりますけれども、総合的に課題を解決していくプロジェクトかなんかを設立して、そこで市民の皆さん方の意見も拝聴しながら取り組んでいかないと、ただ行政だけで、あるいは交通機関だけでということは非常に難しいだろうと思ひておひます。いずれにしても、中山間地の皆さんはお互いに助け合っていないかなきゃならないということはもう当然のことでございますが、その助け合いも非常に環境的に難しいという面も多々ございますし、先日、私は大洲の行政区長さんの会合に出席をさせていただきました。その中で今日も議題として上がっております、いわゆる行政区の統合の問題も一つの課題でございました。4つの課題ぐらいが課題として挙げられておりましたけれども、その中でやっぱり行政区の統合の問題は、やはりあまり急いでやっていると大変なことになる可能性もあるということをお申されて、一番最後の議題になっておひまして、これは段階的に回を重ねて結論を出そうという意見が大勢でございました。したがって、今、交通機関の問題、本当に難しい問題でありますけれども、やはりお一人の方でも何とか手助けをして人生を送ることができる環境をつくってあげるのが行政の役割だということは当然念頭に置きながら、様々な角度から様々な御意見を聞かせていただきながら、今後執行部は努力をしてまいると思ひておひますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○18番（三角真弓君）

ありがとうございました。すみません、私の一般質問にまた議長に御迷惑をおかけいたしました。

やはり今後若手とベテランが真剣に議論しているんな、これは東京墨田区の事例ではありますけれども、役職とか部署を超えて年齢も異なる職員同士が激論をして、そして、その中で地域住民のためにはいい職場づくりが必要なんだということで、たまたま今日の新聞に載っております。本当にそういう部を超えて、地域を越えて、また、各支所ごといろいろな意見、空気の通るということがやはり地域住民を支援にしていく、地域住民の声を聞くということにつながっていくかなと思ひておひますので、そのことを切に要望いたしまして、

私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

18番三角真弓議員の質問を終わります。

13時30分まで休憩します。

午後0時31分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

14番牛島孝之議員の質問を許します。

○14番（牛島孝之君）

皆さんこんにちは。お忙しい中に傍聴いただきまして本当にありがとうございます。

本日は2点ほど聞いております。

合併15周年、現在及び今後についてということで、合併15周年になりますけれども、均衡なる発展ができたのか。前古賀工業団地の次の企業誘致のため、工業団地用地計画については検討されているのか。毎度聞いておりますけれども、公立八女総合病院についての話合いはできているのか。次に、これも度々聞いておりますカーボンニュートラル、カーボンクレジットについての八女市の対応はということで聞いております。5点目、八女東部地区の耕作放棄地及び手入れがなされていない山林についての対策は考えておるのか、これも何度も聞いております。

次に、2点目、八女市の教育問題について、1つ、閉校後の忠見小学校、川崎小学校校区の住民と閉校後の利用について話合いはなされたのか。次に、教員の不足及び給食費無償化に対する八女市の考えはということで聞いております。詳細については質問席より質問いたします。

執行部におかれましては、傍聴人の方もおられます。インターネットで見ておられる方もおられます。本当に市民に分かりやすい言葉で明確、きっちりと回答をよろしく願い申し上げます。

○市長（三田村統之君）

申し訳ございません。少し声がかすれておまして、聞き苦しい点があろうかと思えます。申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

14番牛島孝之議員の一般質問にお答えをいたします。

合併15周年の現在及び今後についてでございます。

合併15周年になるが、均衡なる発展ができたのかというお尋ねでございます。

合併後、各地域の魅力を生かし、八女市全体としてまとまりのあるまちづくりに努めてま

いました。今後も第5次八女市総合計画の将来都市像である「ふるさとの恵みと誇りを未来につなぐ 安心と成長のまち八女」の実現に向けたまちづくりを推進してまいります。

次に、前古賀工業団地の次の企業誘致のための工業団地用地計画については検討されているのかという御質問でございます。

前古賀工業団地に続く新たな産業団地の計画につきましては、具体的な計画の策定に向け、現在、候補地の調査及び企業訪問による誘致活動を進めているところでございます。

なお、具体的な候補地については、公表を控えさせていただきます。

次に、公立八女総合病院についての話合いはできているのかという御質問でございます。

八女筑後医療圏を含む県南の医療圏をいかに守っていくかという観点から、医師派遣元である久留米大学を核として協議が進められているところでございます。

次に、カーボンニュートラル、カーボンクレジットについての八女市の対応はいかにかという御質問でございます。ゼロカーボンシティ宣言とは何かというお尋ねでございます。

カーボンニュートラルの実現に向けて、第5次八女市総合計画や八女市地域エネルギービジョン等に基づき、再生可能エネルギーの導入や省エネの推進を図っております。

カーボンクレジットについては、関係部署間で研究を進めております。

なお、ゼロカーボンシティ宣言とは、地方公共団体が2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明することですが、本市においても検討を行っております。

次に、八女東部地区の耕作放棄地及び手入れがされない山林についての対策は考えているのかという御質問でございます。

耕作放棄地につきましては、毎年、農業委員会において農地パトロールによる地域巡回を行い、荒廃農地の把握に努めております。その中で判明しました再生利用が可能な農地につきましては、耕作者の掘り起こしや、所有者へ適正管理の指導を行っております。また、中山間地域等直接支払制度等の活用により、持続的な農地維持と荒廃農地の拡大防止・解消に努めており、今後も各種補助事業と併せ、取組を継続してまいります。

手入れがされていない山林につきましては、県の森林環境税を活用した荒廃森林整備事業により間伐などを実施しております。また、同事業の対象となっていない森林などについては、森林経営管理制度に基づき、山林所有者に対し森林経営管理意向調査を実施し、経営管理の意思の確認に努めてまいります。

次に、八女市の教育問題について、閉校後の忠見小学校、川崎小学校区の住民との閉校後の利用について話合いはされているのかという御質問でございます。

忠見小学校、川崎小学校区のそれぞれのまちづくり協議会役員と、本年7月に1回目の話合を行い、閉校後の利活用の考え方及び今後の進め方などについて説明しております。

教員の不足及び給食費無償化に対する八女市の考えにつきましては、この後、教育長が答

弁をいたします。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（橋本吉史君）

14番牛島孝之議員の一般質問にお答えをいたします。

2、八女市の教育問題について、教員の不足及び給食費無償化に対する八女市の考えはとのお尋ねでございます。

八女市におきましても教員不足の状況があり、喫緊の課題であると認識をしております。そのため、教職員の負担軽減や働く環境の整備を推進し、常日頃より南筑後教育事務所や学校長と連携し、教員確保に努めているところでございます。

学校給食については、令和5年度から食材費の物価高騰相当分10%への補助に加え、給食費を一月当たり2千円に抑えるための食材費補助を実施しております。

以上、御答弁申し上げます。

○14番（牛島孝之君）

まず、合併15周年の現在及び今後についてということでお聞きしますがけれども、答弁はいただきましたけれども、ちょっとあまりにも抽象的で、まず人口の動態から申し上げます。

旧八女市から旧星野村まで資料を頂いております。

合併後15周年、15年たちまして、全体で1万1,179人、15.74%減っております。一番減っておりますのが旧矢部村で、1,581人が873人、44.78%の減でございます。次が旧星野村で、37.4%の減、次に旧上陽町、35.62%の減、次に旧黒木町、30.99%の減、次に旧立花町、29.55%の減。私の前にも同僚議員が出生数ということでは言われましたけれども、令和5年度出生数357名、旧八女市288名、旧上陽町4名、旧黒木町30名、旧立花町24名、旧矢部村1名、旧星野村10名という数字で人口動態をいただいております。

私が言いたかったのは、市長が市制70周年、合併15周年の式典の中で、15年、均衡なる発展ということを申されました。果たしてこの数字を人口の減り方、あるいは出生数を見られて、均衡なる15年、発展15年というのは本当になされたのか、答弁をお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

均衡なる発展というのは、別に人口の減少だけの問題ではございません。

あらゆる経済的な関係、あるいは観光とか、いろんな角度でこの矢部村が衰退をしないように、我々は今日まで努力をしてきているつもりでございます。

ただ、人口減少は、矢部村、あるいはまた上陽、星野村と同じように、全国各地でこの状況が表れてきている中で、各地方自治体とも大変な努力と苦勞をされているところでございます。

今日まで矢部村に対しても、私は議会でも申し上げましたように、矢部村を衰退させると

八女市の評価が低下するということになる。

したがって、熊本県、大分県境を持つ矢部村に対しては、特にあらゆる面で協力をし、また、支援をしていかなければならないということで、今日まで様々な角度から努力をしているつもりでございます。

この人口減少の問題は、いろんな課題がございます。先ほどから御質問でありましたように、交通機関の問題、出生率の問題、高齢化の問題、様々な課題が中山間地はどの地方自治体でも持っております。大変各自治体でも重要な課題として、今全力を挙げて取り組んでいるところでございます。

このままいけば、議員も推定されるだろうと思いますが、恐らく10年後には、さらにさらに、20年後にはさらに、あるいは30年後にはもう子どもがいなくなる。極端なことを申しますとこんなことだって起こり得る。これをどうして歯止めをしていくのか。これは極めて実は重要な課題であると同時に、難題でもございます。

しかし、私どもはこの厳しい環境の中を、いかにして一步一步、障害をなくしていくべく、八女市に限らず、中山間地を持つ自治体は努力をしていることだろうと思っております。

したがって、正直申し上げて、現在のこの人口減少の要因は、実は御承知のとおりたくさんございます。

したがって、人口を維持するということは、大変厳しい問題であります。ただ、これを少しでもやはり解消するために、移入人口等も十分考えながら、我々は前進していかなければならない。八女市総合計画の4年目を迎えておる中で、あと残された6年で、どの程度の課題が解決をしていけるのか。これからさらに厳しい行政課題が続いていくわけでございますので、議員各位の、そしてまた、市民の皆さん方の御理解と御協力がなければ決して実現することではございませんので、その点は私どももしっかり踏まえて取り組んでいかなければならないと思っております。

人口減少がこのように進んでいることについての理由には十分になっていないかもしれませんが、しかし、努力する以外にございません。その点を一つ御理解いただきたいと思っております。

○14番（牛島孝之君）

日本全体が人口減っておりますので、その減り方云々じゃなくて、やっぱり本当にこういう減り方したときに農地の問題、ほかに聞いておりますけれども、やっぱり中山間地の農業、後継者がいない、働く者がいないと。要するに働く場がないと。昔は農業、林業で飯が食えた。ところが今は農業でも食えない。林業は随分前から悪いということを聞いております。

前古賀の工業団地、これがいよいよヤマエ久野さんで動き始めますけれども、松崎副市長に聞きますけれども、これは当初計画より何年ほどかかりましたでしょうか。

○副市長（松崎賢明君）

お答え申し上げます。

申し訳ございません。正確には覚えておりませんが、私、ここに就任する前からあそこの工業団地はスタートしておりましたので、平成29年、平成30年頃かと思います。申し訳ございません。

○14番（牛島孝之君）

これがまず農振地域であったということで、まずこの農振除外から必要だということで、当然時間がかかっております。

要するに、次の工業団地ということでお聞きしましたけれども、具体的なものは発言は控えますということですが、現実にはそういう何か所ぐらいというのは、発言はできますか、どげんですか。それもできませんか。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

昨年適地の調査をやっております。これにつきましては、十数か所の調査をしておるところでございます。

以上でございます。

○14番（牛島孝之君）

十数か所という発言をいただきましたけれども、その中に農振農用地、当然これは除外から必要ですが、それは何か所ほどありますか。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

昨年この調査を行いました、本市においては、ある一定程度の企業用地としての要件を備えたような公有地、また宅地がございませんので、その調査した分につきましては、ほとんどが農振農用地となります。

○14番（牛島孝之君）

熊本の菊陽町にT SMCも稼働しますし、第2、第3まで建てるという表明はありましたけれども、この八女市の地にT SMC、なかなか水を使うから絶対量が足りないということは分かりますけれども、やっぱり関連、熊本だけでも六十数社来ておるといふ発表があつておりましたけれども、高速道路とかいろんな交通網から考えれば、その関連企業、この八女にも打診があつているのか分かりませんが、そういう問合せ的なものはあつていいますか。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えします。

八女市に直接進出したいという問合せは今のところあつておりませんが、福岡県の企業立

地課を通して用地の問合せ、こういうことはあっております。

昨年、一昨年と比較しまして増えてきておりますので、私たちもその潮目は変わってきていると感じております。

○14番（牛島孝之君）

要するに工場というか、会社というのは、問合せはあるけれども、恐らく1つの企業から幾つの地方自治体にも問合せはあるはずなんですよね。そうしたときに、時間的なもの、要するに農振除外からしなくちゃいけない。ある市においては、いやもう土地はありますよと。当然そっちに行くはずですね、同一の条件であれば。

担当部長にお聞きしますけれども、年に1回ほど除外見直し、何年かありませんでしたけれども、昨年は一部ありましたけれども、用途の見直し、これをしておかないと、本当に会社が土地が欲しい、進出してきたいと企業が言ったときに、いや今からこうなんですよ、時間がかかりますよというわけにも、本来はそこで競争で負けるわけですね。それについて、担当部長として、今、課長が言われたように、十数か所ありますけれども、ほとんどが農振地ですと。

確かに市長も言われます食料安保、これからすれば当然、農地は守らなきゃいかんけれども、やっぱりこのような人口の減り方をどっかで止めるためには、やっぱり働く場、そういうのがなくちゃいかんと思うんですよね。特に市長が答弁されました東部のほうにも、今後は工業団地を考えていきたいと。

やはり通勤距離が30分、40分で行ければ、中山間地の兼業農家、残れば本当に3世代、どうかすれば4世代かもしれない、そういうところが残って、兼業で農地を守ることができますけれども、そういう農振地の見直し、あるいは、用途地域の変更とか、そういうのは担当部長はどのようにお考えでしょうか。

○企画部長（平 武文君）

お答えいたします。

土地も大きな広い空き地等も残っておりませんで、農地として御活用いただいているということで、御指摘のように、一定のまとまった土地を活用するときはそういった規制とか、そういったものに引っかかってまいりますので、その一つ規制を外す方法として、御指摘のように都市計画の見直しがございますので、担当課にはその検討を始めるように先日指示したところでございます。

以上でございます。

○14番（牛島孝之君）

課長にお聞きしますけれども、全協の中で説明されました、高山議員がよく聞いておりますけれども、光友地区のセブニーイレブンの北側、子育てゾーン、教育ゾーン、商業ゾーン

という振り分けをして、その説明を受けましたけれども、子育て、教育ゾーンは別にしまして、商業ゾーン、これには具体的にどこか企業なりから問合せ等はあると思いますか、いかがですか。

○企画政策課長（石橋信輝君）

お答え申し上げます。

光友地区のところにつきましては、今、立花小中学校再編の検討が進んでる中で、それと併せてその周辺のゾーンにつきましても、今後の土地利用の可能性を探っているところでございます。

具体的に打診があったかというのは今のところございせんが、いろんな土地利用の可能性については、いろいろ情報収集とかを行って、今後、研究・検討を進めている段階でございます。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

要するに、企業というのは、距離もほとんど通勤距離といえますか、そういう人口、要するに働く人、あるいは土地の利用計画、要するに、企業としてはもうどこでもいいと言ってはいかんけれども、同条件なら早いところから当然するわけですね。それは企業としては当たり前のことです。やっぱりそういうことも考えていただいて、守るべき農地は当然食料安保のために守ると、これは当たり前のことです。日本人の食を守るということですね。

ただ、食を守るべきその農家が実際もう人口減のために少なくなっておる。だから、耕作放棄地が特に増えていると。

先ほども言いましたように、通勤距離で30分、40分なら、そこで仕事の間があれば十分通勤できるわけですね。兼業農家が残るわけですよ。やっぱりそういう専業農家も必要ですけども、そういうふうに別のところから仕事をして、そして、やっぱり田んぼ、畑をつくと、そういう方も本当に農地を守る意味では必要だろうと思うんですね。だから、本当に東部のほうで人口がこれだけ少なくなると、守るべき農地はあっても守れない、だから耕作放棄地になると。

市長にお聞きしますけれども、以前答弁されました、東部にも工業団地をぜひ考えていると。ぜひ次、それはどなたがなられますか、市長は11月15日までですのであれですけども、ぜひ次の部長、あるいは、隣におられます副市長、ぜひこのことをきっちり伝えていただいて、そのことについてはどうですかね。

○市長（三田村統之君）

おっしゃるように、11月15日までは、副市長をはじめ、私の言うことを聞いてくれると思います。また、それを継続してくれると思います。

3号線のバイパスの件でも御説明申し上げたように、今、議員おっしゃるように、兼業農家もそうですけれども、専業農家も通勤農業というのは、東部に企業を持ってくればやれんことはないですね。

したがって、私はまず、工業団地を、今農地法をはじめ、いろんな法律の縛りがありますから、早くこれを抜いて、そして、工業団地をまずつくらないと、希望があったときに、全然進んでいないでは、3年かかります、4年かかりますなんて企業は待てませんから、いち早く工業団地をつくるのが大事だろうと思っております。

その中で、やはり3号線のバイパスの周辺、今東部のことを考慮した中で考えなきゃいけないけれども、交通渋滞の問題も当然ございます。それと同時に高速道路、この2か所については、この周辺を企業団地にいち早く持っていけるように努力をしていかなければならないと、しっかり松崎副市長をはじめ、職員に申入れをしていきたいと思っております。

○14番（牛島孝之君）

工業団地のことでしょうか、旧立花時代に、ある課長さんが、場所を特定するといけませんので言いませんけれども、住宅団地、あるいは工場用地ということで計画しておられたということを聞いておりますけれども、現在の担当課長においてはそのことについては御存じでしょうか、いかがでしょうか。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

合併前の立花町の時代に、町として工場立地のための適地調査等を行われていたことについては承知いたしております。

以上でございます。

○14番（牛島孝之君）

その場所についても、その十数か所と言われた中の1か所には入っていますか、入っていませんか。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

用地の場所につきましては、ここでの答弁は差し控えたいと考えております。

○14番（牛島孝之君）

先ほど市長も言われましたように、11月15日までは自分の任期だから、その間はちゃんと聞いてくれるだろうということですので、以前、立花町時代にそういう話があったと。恐らく立花町時代にもその課長を含め調べられた上で、ここは適地だということをされて、そういう計画がなされたと思いますので、ぜひそういうものを含めて、早急に土地が用意できるように、市長も言われたように、3年も4年も5年も企業は待ちませんよ。この八女市にどうですかと、いや、3年かかります、隣とは言いませんけれども、行ったら、いや、うちに

は土地はありますよと言ったら、恐らくそっちに行くわけですよ。私も市長と同じ考えです。それをやっぱり急いで早く、本当に適地かどうか、企業が声かけて土地がありませんかと待ったと思ったら遅いんですよ。用意しておかなきゃいけん。それによって人口を少しでも減らさないように、中山間地東部のほうにやっぱり住んでいただけるように、私は市長が通勤農業と言われましたけれども、私は通勤農業には反対でございます。コンパクトシティとして中心部に住んで、農業、林業として通勤と、私はそれをやったら中山間地の集落がなくなると。そこに住んでいただいて、生活は厳しいかもしれないけれども、農業、林業、あるいは、さっき言いましたように、企業に仕事に行って、そういうことをしないと、本当に集落が消滅しますよ。

これは9月1日、昨日の新聞です。西日本新聞、地方創生成果不十分68%、全国自治体首長アンケート、当然、八女市にも来ておると思います。どなたが担当でされたのか知りませんが、このアンケートは当然、八女市にも来ていますでしょう、いかがですか。

○企画政策課長（石橋信輝君）

すみません、ちょっと私のほうで確認ができておりません。申し訳ございません。

○14番（牛島孝之君）

調査の方法として、7月、全国47都道府県知事と1,741市区町村長にインターネットを通じて質問表を送付したと。これは来ていますか、来ていませんか、それも御存じないですか。担当はどなたですか、部課長、実際来ておるでしょう。

○企画政策課長（石橋信輝君）

お答えします。

新聞記事になっておりますので、来ているものと思いますが、すみません、私のほうでまたその内容等も含めて確認しておきたいと思います。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

傍聴人の方もインターネットで見ている方もおられますので、来たのか、来ていないのか、回答したのか、していないのかの答弁をきちっと今お願いします。

○議長（橋本正敏君）

暫時休憩します。

午後2時6分 休憩

午後2時7分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩を閉じて、会議に戻ります。

○企画政策課長（石橋信輝君）

お答えします。

インターネットのほうで回答いたしております。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

松崎副市長にお聞きします。

風通しのいい職場というのは、どのようなものでしょうか、お聞きします。

○副市長（松崎賢明君）

お答えいたします。

情報共有ができて、それぞれの意見が言えて、物事が前に順調に進んでいく、そういう職場が風通しのいい職場かと思えます。

○14番（牛島孝之君）

そういう職場に努力をお願い申し上げます。

次に、毎度聞いておりますけれども、いつもいつも聞いておりますけれども、同じような答えですけれども、公立八女総合病院について、話し合いはできているのかということをお聞きしますと、今は大事な時期だから答えることはできないという答弁ばかりいただいておりますけれども、市長いかがですか。要するに企業団から市民に対する説明会がないわけですよね。ただ、市長は任命権とか解任権だけれども、公立八女総合病院議会の理事として、議員として出ておられます。やっぱり早くすべきじゃないかとか、それは助言していいんじゃないですか、いかがですか。

○市長（三田村統之君）

大変申し訳ございませんが、公立八女総合病院議会の議員の一人としては、確かにあらゆる議題に参加をさせていただいております。

今一番の課題は、久留米大学も非常にこのことを念頭に置いて、基本としているわけですが、筑後市、八女市、広川町、2市1町の医療圏、これをどう高度化していくのか、住民の皆さん方に対応できるのか。非常に今それぞれの地域のそれぞれの病院の状況が極めて厳しい段階に来ている中で、この公立八女総合病院を、筑後市、八女市、広川町の医療圏の中核として、しかも、なおかつ高度医療ができるよう、そして、久留米大学もこの医療圏の中核として、実は2市1町の住民を守っていくという考え方に立っていることは間違いがございませんが、まだ他の自治体、広川町も筑後市とも意見の一致ができていない部分もございます。いろんな議論をこれまで病院機能再整備委員会を設置し、久留米大学の理事長が委員長として議論をしてきております。

しかしながら、これでもまだ十分理解を求めることはできないだろうということで、再整備基本計画の追補版というのを作成するプロジェクトをつくることを決定いたしております。

そして、それはどういうことかと申しますと、今までは公立八女総合病院の議員と公立八女総合病院、あるいはまた、2市1町の首長、議長でいろんな意見を交換しながら進めてまいりましたけれども、やはりこのプロジェクト会議に筑後市立病院、今まで入っていません。筑後市立病院、それと久留米大学の医者ではなくて、経営に担当している有力な幹部、これをこの作成プロジェクトに追補版を作成する上で置くことを前提に、これから進んでいくことになろうかと思っておりますので、これを9月末ぐらいまでには結論を出していこうという方向に今なっている状況でございます。これが私が答弁できる範囲でございます、そういう状況に今ございます。

○14番（牛島孝之君）

私もずっと公立八女総合病院のことを聞いておりますし、公立八女総合病院議会においても傍聴をさせていただいております。

私は何も建てるなどとは言っておりません。いつも言いますけれども。ただ、この前、決算を聞きましたけれども、ほぼ10億円以上の赤字であると。ずっと赤字が続いておるわけですね。だから、しっかりそういうのを、やはり公立病院である以上、八女市民の方に説明をどこかすべきだろうと。今までの赤字累積額が幾らと、基金が幾ら持っていますよと、資産がこれだけありますよと。このまま仮に新しい病院を建てたときにどれだけかかります、どれだけの負担が八女市民の皆様にかかります。そういうことを説明いただいて、本当に八女市民の多数と言いませんけど、半数以上の方が、やはりそれでもこの地域に中核医療として必要だというなら、私は反対いたしません。何もそういうのを説明をしないで、ただ建てれば患者が多くなるだろう、みやま市からも患者が来てくれるだろうと、だろう、だろうじゃ困るわけですよ。だから、そこんにきを早く市民に対して、これは説明会ですよ、もうつくるように決めました、これは報告会です。だから、そこんにきの数字をきちっと説明をしてくださいと言っておりますけれども、これは公立八女総合病院議会ではしか言えませんので、私はそこでは発言がありませんので、ここで言っておりますけれども、やっぱり市長として、11月15日までかもしれませんけれども、きちっとあなたたちは説明をなさいよと。八女市民、あるいは広川町民に対して説明をした上で納得してもらうように、やはりそれは言えると思いますので、それだけをお願いをしたいと思っております。

○市長（三田村統之君）

決して市民の皆さん方に理解を求めないでいくつもりは私としてはございません。

ただ、先ほど申し上げるように、この筑後、八女市、そして広川、広く考えれば、大木、みやま、この医療圏の問題を基本に、これからどうするのかと。果たして久留米大学がどこまで協力できるのか、そういう議論、技術的な問題、では高度医療をどうやっていくのか、人員をどうしていくのか、あらゆる角度で専門的な分野から議論をまずまとめないと、その

段階ではないということであります。

ですから、ある程度、今説明申し上げたように、追補版ができれば、そして、久留米大学もそれを認めて、筑後市も広川町も基本的な考え方がまとまれば、それは当然、市民の皆さん方にこういう方向でいきたいということを私は説明することは必要だろうと思っておりますので、決して市民を無視してやっているわけじゃございません。いろんな複雑な問題が絡んでいます。地方自治体、2市1町の関係もいろいろございます。考え方も違います。それを一つに今しようと努力をしているところでございます。その点はひとつ理解をいただきたいと思っております。

○14番（牛島孝之君）

公立八女総合病院について非常に熱い言葉で言っていただきまして、本当にありがとうございました。

次に、カーボンニュートラル、カーボンクレジットについて八女市の対応はということでお聞きします。

これはゼロカーボンシティ宣言も含めて、カーボンニュートラル、あるいはカーボンクレジット、どのようなものか、まず御説明をお願いいたします。

○企画政策課長（石橋信輝君）

まず、カーボンニュートラルでございますけれども、こちらは2020年10月、当時の菅首相が所信表明におきまして、2050年カーボンニュートラルを目指すということで、まず表明が行われております。

経過としましては、2030年に対2013年から46%温室効果ガスを削減するというので、その前は同じく26%削減という目標でしたので、それから非常に大きな目標を示されたという経過がございます。

温室効果ガス、こちらは経済活動等に伴って日常的に排出されておるわけでございまして、これを2050年までに全体としてゼロにするという内容です。

排出せざるを得なかった分につきましては、同じ量を吸収する、あるいは除去するという形で、差引きゼロを目指していくことになります。

方法としましては、省エネ設備の導入ですとか再生可能エネルギーの利用、カーボンオフセットの実施、あとは植林活動等におきます森林吸収量の確保、こういったことが考えられます。

次に、カーボンクレジットにつきましては、植林や省エネ機器の導入などによって生まれた温室効果ガスの削減吸収量をクレジット、排出権として発行して取引ができるようにした仕組みのことでございまして、別名炭素クレジットとも呼ばれております。

企業に置き換えて話しますと、CO₂の排出の削減をまず企業として最大限努力した上で、

どうしても削減できない温室効果ガスの排出につきまして、こういうクレジットを利用すると。これを購入して、自社のCO₂排出量を相殺して埋め合わせると、こういった活動を促していくという形になります。

なお、日本の機関が発行するクレジットはJ-クレジットと呼ばれておるところでございます。

以上、簡単ですが、説明にさせていただきます。

○14番（牛島孝之君）

8月29日の日本農業新聞、見られたかどうか分かりませんが、温室ガス減へ枠組みと、バイオ炭メーカーと農林中金ですね、「農林中央金庫は28日、バイオ炭の製造・販売を手がけるトーイング（名古屋市）や大手食品・外食産業と連携し、温室効果ガス削減に取り組むコンソーシアム（共同事業体）を設立したと発表した」。要するに、食品・外食企業は、トーイングが販売するクレジットを購入、バイオ炭で温室効果ガス削減に取り組む農家に収益を還元すると、こういうものが現実に動き始めているわけですね。

今までも聞きましたけれども、早生桐、これが要するにCO₂を吸収できないかと。5年で切れるそうです。これをぜひJ-クレジット、それに利用できないかということでしたけれども、ちょっとまだ時期的にという答えをずっと今までいただいております。

ところが、現実それをしないと、本当に菅元首相が言ったような、本当に日本がこれを守れるのかと、そこに行き着くわけですね。だから、これだけの山林面積を持っている八女市で、ぜひそういうことに取り組むべきではないかと。その一つとして早生桐はいかがですかと聞きましたけれども、なかなか了解は得られませんでしたけれども、これについてはどういうお考えですか。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答えいたします。

ただいまカーボンクレジット、また、J-クレジットの件で御質問があつていると承知いたしております。

その中におきまして、早生樹の植林につきまして御質問があつていると理解をしているところでございますけれども、このJ-クレジットにおきまして、早生樹であります早生桐、これにおきましては、短伐期で伐採する場合におきましては、吸収量と排出量が相殺されるため、吸収量はゼロとなり、クレジットの対象にならないということになっております。

引き続き森林等につきましてのJ-クレジットに関しましての研究を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○14番（牛島孝之君）

これは、農林水産分野におけるカーボンクレジットの拡大に向けて、令和6年6月農林水産省と、この中で、J-クレジット制度とはということで、省エネルギー、再エネルギー設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減、吸収量をクレジットとして国が認証する制度で、経済産業省、環境省、農林水産省が運営しています。本制度により創出されたクレジットは国内の法制度への報告、海外イニシアチブへの報告、企業の自主的な取組等様々な用途に活用できますということで、農林水産省がもう出しています。これに対する取組ですね。

先ほど聞きましたけれども、早生桐は当たらないと。どういうものが当たるわけですか。それは研究されていますか。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答えいたします。

八女市の中では、先ほど市長答弁のほうでございましたように、このカーボンクレジットに対しまして、関係各課で研究を進めておるところでございます。

私どもの林業振興課としましては、J-クレジットにおきましては、先ほど企画政策課長の御説明でありましたように、省エネルギー、再生可能エネルギー、それと森林、この施業の分野で林業関係のカーボンクレジット、またJ-クレジットの取組の研究を進めておるところでございます。

以上でございます。

○14番（牛島孝之君）

この中の9ページに、J-クレジット制度における農業分野の方法論と書いてあります。

まず、省エネ、再エネ、農業と、農業の中で該当するのかどうか分かりませんが、牛、豚、ブロイラーのアミノ酸バランス改善飼料の餌を食べさせるとか、あるいは、家畜排せつ物管理方法の変更とか、茶園土壌への硝化抑制剤入り化学肥料、または石灰窒素を組む複合肥料の施肥、あるいは、先ほど言いましたバイオ炭の農地施用とか、あるいは水稲栽培における中干し期間の延長とか、令和5年4月追加と、こういうのが実際出ているわけですよ。こういう取組は実際、農業振興課、あるいは林業振興課としてどのような取組を実際今されていますか。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明いたします。

カーボンクレジットに関します農業分野での可能性という話だろうと思いますけれども、私も農業新聞は拝読しておりますけれども、その中で今御指摘の畜産の排せつ物、メタンガスを抑えるような飼料作物の検討とか中干しの延長、これもやはり水田の水を張ったときのメタンガスの発生、中干しを長期的にすることによってガスの発生を抑制できる。しかし、

生育障害がどうなのかとかですね。あと、バイオ炭、これは土壌改良材としての活用ということで、当然、土壌改良材としての有効性とか、あと、地中に二酸化炭素をしっかりと確保できるという形で、新聞等ではいろんな事例を拝読しておりますけれども、先ほどカーボンクレジット、全体的な取組、特に農業分野においてはどれだけの恩恵があるのか、ないのか、実測値をやはり一定は所管の部署と十分そういった数値の実用性があるか、ないかあたりをやはりじっくり今後は検討しながら、認証機関の問題もありますし、農業についてはやはり個々の集合体と思っておりますので、どれだけ地域に還元できるかは、その点は今後十分研究調査していく必要があるということでその程度で御答弁申し上げたいと思います。

○14番（牛島孝之君）

答弁の中で、カーボンクレジットについては関係部署間で研究を進めておりますと。研究は結構ですけれども、やっぱりこれを実行しないとですね、本当に。研究と同時に実行していくと。研究ばかりしたっちゃ10年、20年とは言いませんけれども、もうよそはどんどん進めているわけですよ、やっているところは現実に。だから、研究を進めておりますじゃなくて、もう実行の段階ですよ。国がこれだけ言うておるんですからですね。

その次に、ゼロカーボンシティ宣言とはという中で、取り組むことを表明することですが、本市においても検討を行っております。どういう検討をされていますか。

○企画政策課長（石橋信輝君）

ゼロカーボンシティの宣言につきましては、宣言の中身としては、頑張りますとか、努力しますといった思いを首長がホームページとか広報で伝えるだけでも、それも認められるんですが、今も改正温対法の中で、2050年までカーボンニュートラルの実現を基本理念としてしっかりと明記されておりますので、もう取り組むのは当たり前という前提の下で考えますと、本市において宣言する上では、ぜひ人ごとじゃなくて、何か具体的な取組をしっかりと示しながら宣言を行うことで、今、企画政策課サイドとしては、そういった中身のある宣言といえますか、そういったものをできればということで、やる前提の中で今考えておるところでございます。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

これだけ福岡県の中でも広大な山林面積を持つ八女市ですので、確かに中身のない宣言は必要ないかもしれませんが、逆に宣言してもらえば責任ができるわけですよ。中身を入れなきゃいかんわけですよ。だから、私は宣言をすべきだろうと。中身が入るまで待つとくんじゃ時間だけがかかりますので、ぜひ宣言を先にして、中身は、八女市はあげん言うてるばってん何もしらんじゃいかんけん、必ずしなくちゃいかんようになるから、私の意見としてはすべきだろうと思います。

それと次に、八女東部地区の耕作放棄地及び手入れがされない山林、これは先ほどの人口減と連立しておりますので申し上げますけれども、耕作放棄地の面積が令和元年、八女市では56.0ヘクタール、令和5年81.5ヘクタール、非常に耕作放棄地が増えております。やはり先ほども申しましたように、本当に企業を誘致して、そこで働く場ができて、わざわざ遠くまで仕事に行けなくてもいいと。給料は多少安いかもしれないけれども、十分生活はできると、田んぼがあって畑があって山までであると。やっぱりそうして3家族、あるいは4家族住むような、ぜひそういう方向に持っていければなと思っておりますので、これはやっぱり人口減の問題等を含めまして、ぜひそこに住んでいただくように、なるべくこれは通勤に時間がかかるとか、子どもの学校はあるかもしれませんけれども、やっぱりその生まれたところ、集落に愛着を持って住んでいただくと。

日本人は何かという人権の講演会がありました。その方が言われたのは、もう答えとしては日本国籍ということは何人か言われましたけれども、やっぱりその生まれた土地を本当に愛して、この八女市を愛して、そこに本来は住みたいわけですよ。

ところが、やっぱり働くところが遠過ぎる、学校が遠過ぎると。ぜひそういうことのないように、今後皆さん本当に部課長さん、あるいは副市長、市長の思いを引き継いで頑張っていただきたいと思います。

次に、八女市の教育問題についてお聞きしますけれども、閉校後の忠見小学校、川崎小学校、地区住民の皆さんとの話合い、いろいろな意見が出たと思いますけれども、私はこの前質問したときには、できれば夏休みにホームページに出して、本当にそこに来てもいいような企業が見ていただいて、プロポーザルで地元の方と含めながら、こういう利用をしてみたいということをするべきじゃないですかと申し上げましたけれども、当然それはなされていないと思います。地域の話合いはなされておるかもしれませんが、地域の方たちはあの建物を壊すなという失礼ですけれども、ぜひ何かの利用をしてほしいと、そういうお話し合いでしたでしょうか、もし言えるようならお願いいたします。

○財政課長（鵜木英希君）

お答えします。

忠見小学校と川崎小学校校区のまちづくり協議会の役員さんたちとお話ししたんですが、その際、忠見小学校については、やっぱり今消防団とかクラブ活動でグラウンドを利用しているので、そういったグラウンドは残してほしいとか、あとは、今後の活用については、民生委員のほうで事前にお話し合いをされていたようで、子どもたちが減少している中で、公園や住宅など、子育てのできるような環境づくりに努めていただければという御意見をいただいているところでございます。

川崎小学校については、こちらも消防団の消防詰所の移転先の場所とかが課題であるとか、

あと、まちづくり協議会の倉庫がないとかというお話があったりしております。フリースクールなどの誘致等もしていただけないかという御意見もいただいているところでございます。

○14番（牛島孝之君）

今後も話し合いを行われると思いますので、ぜひ地元の方も納得いただけるような用途、使い道、あるいは、企業が来ていただければ、教室をシェアハウスみたいにして貸すとか、そういうこともぜひ検討をお願いいたします。

最後に、教員の不足及び給食費無償化ということで、教員の不足というのは、これはもう教育長1人でできることでありませんけれども、給食の完全無償化、数字をいただきました235,882,240円と、令和6年度当初予算ベースということでいただいております。市長からはもう今までもこれは本来、国がすべきことだという答弁をいただいております。

教育長にお聞きしますけれども、この給食費無償化に対する教育長としての考えを最後にお聞きいたします。

○教育長（橋本吉史君）

お答えをいたします。

私個人の思いとしては、それは完全無償化をしていくというのはとても大事なことなのかなとは思っております。

ただ、いろんな条件面もありまして、まず一つは、やはり継続性といいますか、この間も申しましたように、給食のこの事業を行う上で、既に市の持ち出しが6億円ぐらいあっております。あと、食材費の2億数千万円のうちを保護者が出しているわけですよね。そのうちの140,000千円ほどは、既に八女市は、近隣を調べてみましても、これだけ補助をしてもらっているところは、私はないと思っています。そういった中で、この今の段階を継続していただくという要望をまずはしているところです。

もう一つは、やはりその子どもは地域によらず等しく平等であるべきだろうと思っています。ということになると、やはり国において、全国一律の制度とすることが必要じゃないのかなと。これは教科書の無償化等と一緒に、そう考えております。

そういったことも含めて、教育長会などを通して、国への働きかけも行っていきたいと思っております。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

残り時間も2分ほどになりましたので、最後に市長、本当に11月15日で任期満了ということで16年間、本当にお疲れでございました。私も13年ほど議員をやっております、いろいろ市長に言わせると厳しい質問と思われるかもしれませんが、これは市民の一人とし

て、市民の代弁者として、当然質問して、それにもきちっと答えていただきましたことにお礼申し上げ、私の質問を終わります。

○議長（橋本正敏君）

14番牛島孝之議員の質問を終わります。

14時50分まで休憩します。

午後 2 時40分 休憩

午後 2 時50分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

7番原田英雄議員の質問を許します。

○7番（原田英雄君）

皆様お疲れさまでございます。本日最後の質問でございます。お疲れのことと思いますが、最後までお付き合いのほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本日が私から三田村市長への最後の一般質問になろうかと思えます。どうか最後までよろしくお願い申し上げます。

一昨日、実はうれしいニュースが飛び込んでまいりました。先般行われておりました静岡県で開催されました全国茶品評会におきまして玉露の部で倉住努さんの出展材が昨年に続き1等1席優秀賞を受賞されました。連続の農林水産大臣賞ということでございます。加えて玉露の産地賞、八女市が引き続き受賞すると。名実ともにお茶の産地、玉露の産地として再び日本一を誇れる産地となりました。この場を借りまして御尽力いただいた方々に感謝を申し上げますとともに、受賞された方々に心よりお祝いを申し上げたいと思えます。本当におめでとうございました。

さて、本日は御多忙の中、傍聴においでいただいている皆様、それからインターネット中継を御覧いただいている皆様ありがとうございます。

本日は、先般より台風被害もございましたけれども、これまで幾度となく私質問をさせていただいておりますけれども、豪雨災害、あるいは台風災害、地震災害、自然災害に対応したまちづくりについて御質問をさせていただきたいと思っております。

本市においては、昨年7月の豪雨災害に加え、本年7月にも豪雨により災害が発生しております。改めて被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く復旧・復興し、平穏な生活が取り戻されるよう心よりお祈り申し上げます。

また、元旦に発生した能登地方の大地震では多くの貴い人命が失われ、さらに今もなお行方が分からない方や、避難生活を余儀なくされておられる方など、甚大な被害に見舞われており、加えて先般の台風10号でも全国各地で甚大な被害が発生しており、心から御冥福と早

期復旧をお祈りいたします。

そこで、今回は大きく2点について御質問いたします。

最初に、これまでも質問させていただいておりましたけれども、防災対策についてでございます。とりわけ大規模な地震が頻発している昨今、水縄断層が北側に走っている本市では、大雨や台風に加え、地震への備えも大変重要な課題となっております。いつ発生するか予測できない大地震から市民一人一人の命と暮らしを守るため、どのような対策を講じていくのか、改めてお尋ねいたします。

次に、指定管理者制度についてお尋ねいたします。

現在、各種市有施設については、指定管理者制度が導入され、民間のノウハウを生かした管理運営が行われています。それらの施設の多くが今年度協定期間の満了を迎えるため、現在、その更新手続が進められていますが、市有施設が設置目的に沿った効率的な管理運営が行われるよう、今後どのように取り組まれるのか、質問させていただきます。

それでは、豊かな自然に恵まれた八女市で誰もが笑顔で安心、安全に暮らし続けられるよう積極的かつ明確な御答弁をお願いいたします。

あとは質問席から御質問させていただきますので、最後までよろしくお願い申し上げます。

○市長（三田村統之君）

7番原田英雄議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、頻発する自然災害への備えについてでございます。八女市耐震改修促進計画の進捗状況はいかにというお尋ねでございます。

八女市では、いわゆる耐震改修促進法に基づき福岡県や関係団体と連携し、既存建築物の耐震化を促進していくことを目的として、平成26年に八女市耐震改修促進計画を作成しております。その後、国や福岡県の耐震化の目標を踏まえた計画とするため、令和5年3月に本計画を一部改定し、建築物の耐震化を促進しております。

次に、公共施設の耐震化状況はいかにというお尋ねでございます。

市が所有する公共特定建築物の耐震化は、令和6年3月時点で約90%となっております。

次に、民間施設の耐震化状況はいかにというお尋ねでございます。

民間の特定建築物の耐震化は関係団体等、多岐にわたるため、現在の耐震化の状況は把握できておりません。官民間わず不特定多数の方が利用する特定建築物が被災すると、非常に大きな被害に発展するおそれもございます。災害を未然に防止するためにも、国、県と連携しながら施設の耐震化の向上に努めてまいります。

次に、河川内の倒木撤去、堆積物除去、護岸整備等の進捗状況はいかにかという御質問でございます。

河川内の倒木撤去、堆積物除去、護岸整備等の対策については、緊急性の高い箇所から順

次、河川内の支障木の撤去や、堆積土砂のしゅんせつ及び河川護岸の整備を行い、流下能力向上に努めているところです。

次に、指定管理者制度の運用についてでございます。

まず、指定管理者の現状と課題はいかにかという御質問でございます。

第5次八女市総合計画において効率的な行政運営を行い、市民サービスの向上やコストの削減を図る取組として指定管理者制度を活用しており、複数の施設において基本協定を締結しています。

近年、資材価格の高騰などにより指定管理料の増加が見込まれる点や、施設整備の老朽化に伴う改修工事等の維持管理費が財政面での課題であると認識をしております。

最後に、今後の指定管理者制度の活用方針はいかにかという御質問でございます。

市民サービスの向上を図るため、指定管理者制度の活用については、施設設置の目的を達成できる事業精査や、適切な事業者の選定に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○7番（原田英雄君）

ありがとうございました。それでは、最初に気象災害への備えについて、八女市耐震改修促進計画についてお尋ねをいたします。

その前に、皆さん9月1日は何の日か御存じでしょうか、お役所の方は皆さん御承知のことかと思えますけれども、9月1日は大正12年に10万人を超える死者、行方不明者を出した関東大震災が発生した日であり、昭和35年に防災の日と定められました。そして、8月30日から9月5日までの1週間を防災週間として、国、自治体、公共機関、そして、広く国民が災害についての認識を深めるとともに、これに対する備えを充実、強化することにより災害の未然防止と被害の軽減に資することを目的に制定されたものでございます。

皆様御存じのとおり、能登地方の大地震では甚大な被害が発生し8か月が経過をいたしました。が、いまだ復旧もままならない状況であり、先月8日にも日向灘を震源とする地震が発生し、震度6弱の宮崎県を中心に九州南部を襲い、その後も各地で地震が頻発しています。

本市においては、近年、特に大きな揺れもなく地震への備えを忘れがちではありますが、であるからこそ改めて地震へ備えておく必要性を痛感しております。

そこで、今回はまず地震への備えとして策定された八女市耐震改修促進計画についてお尋ねいたします。

これまで一般質問でも地震対策についてお尋ねしましたけれども、まず、この耐震改修促進計画についてどのように具体的に取り組まれているのでしょうか、よろしく願いいたします。

○建設課長（轟 研作君）

お答えをいたします。

八女市耐震改修促進計画は平成26年2月に策定を行っております。その中で市内の特定建築物と住宅の耐震化率の目標を令和12年度末までに95%としております。目標達成のために福岡県と連携し、既存住宅の耐震改修費の補助や、福岡県が開催する耐震セミナーや、耐震相談窓口の周知を行い、耐震化の促進に努めております。このような取組を通じて市民の皆様の耐震化に対する意識の向上を図り、住宅等の耐震化を促進しているところでございます。

以上です。

○7番（原田英雄君）

それでは、改めて本計画の策定に至る経緯、目的、概要等について簡潔に御説明願います。

○建設課長（轟 研作君）

お答えをいたします。

平成7年に発生しました阪神・淡路大震災において現行の建築基準法の構造基準を満たしていない昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された建築物に倒壊などの被害が多く発生いたしました。多数の死傷者が生じております。この地震を契機にこれらの建築物を現行基準と同等の耐震性能とすることを目的として、建築物の耐震改修の促進に関する法律が制定されております。その後、全国各地で震災が発生してきております。そして、平成23年3月には東日本大震災が発生しております。日本全国いっどこでこうした大地震が発生してもおかしくない状況にあると考えられております。

こうしたことから、八女市では地震による建築物倒壊などの被害から市民の生命、身体及び財産を保護するために、福岡県や関係団体と連携して既存建築物の耐震診断や改修を総合的かつ計画的に促進することを目的として、八女市耐震改修促進計画を平成26年2月に策定し、国の基本方針や上位計画である福岡県耐震改修促進計画の改定に合わせて八女市の耐震改修促進計画も改定を行ってきているところでございます。

以上でございます。

○7番（原田英雄君）

耐震改修促進計画を初めて見られた方もいらっしゃるかと思いますが、本日、資料要求をさせていただいて全文掲示いただきましてありがとうございました。改めて本計画を見ていただきますと、この計画の中に大地震が発生した場合の想定被害状況が記載をされております。

10ページ、11ページを御覧いただきたいと思いますが、その内容について、改めて御説明願います。

○建設課長（轟 研作君）

お答えをいたします。

本計画での想定被害につきましては、福岡県地域防災計画において水縄断層帯を震源とした地震及び直下型の地震が想定されております。その想定被害につきましては、建物被害は木造建物の全壊が2,596棟、半壊が1,068棟、非木造建物の全壊が78棟、半壊が51棟と予想されております。人的被害につきましては、死者数161名、負傷者数2,279名発生すると予測されております。

以上でございます。

○7番（原田英雄君）

ありがとうございました。御説明いただきましたように、これは震度6弱から6強において建物の全壊が木造、非木造合わせて2,674棟、死者が何と161名、負傷者数2,279名ということでございます。甚大な被害が想定をされており、明日の我が身かもしれません。

こういう現況から、先ほど来お話がっておりますように、従前の耐震基準、いわゆる旧耐震と言われる基準でございますけれども、震度5において倒壊を防ぐという基準から新たに新耐震基準と言われる6強でも倒壊しない構造に変えることで人命を守っていこうということでございます。国においては最終目標を平成12年だったかと思います。重要建設物については平成7年までに耐震化を進めるということでございますので、私たちはもとより市民全体の命を守るために重要な計画であるということで、改めて御認識いただけたらと思っております。

そこで、まず公共施設の耐震化の状況についてお尋ねいたします。

ここ本庁舎は先般、出来上がったばかりでございます。今回、免震構造で建築されたと聞いており、学校や保育所等の福祉施設など、おおむね耐震化が完了していると聞いております。それ以外の施設について、まず、耐震化の現状について御説明をお願いいたします。

○財政課長（鵜木英希君）

お答えいたします。

八女市の持つ公共建築物については、令和5年度末時点において公共マネジメントシステムで管理している施設の棟数で集計をしております。全体の約8割が新耐震基準及び耐震化済みの施設となっているところでございます。八女市の公共施設等総合管理計画の区分で集計しておりますが、その中では、庁舎や支所などの行政窓口系施設では約6割、スポーツ施設では約8割、市営住宅では約6割が新耐震基準で耐震化済みになっているところでございます。

○7番（原田英雄君）

今回いただいた資料を見させていただきますと、耐震改修促進法に基づく、いわゆる公共特定建築物リストということで資料をいただいております。まず、この公共特定建築物というのはどのようなものを指すのでしょうか。支所は特定建築物に位置づけされているので

しょうか。そういう状況の中で支所の耐震化の優先度合いはどのように考えてあるのでしょうか。

お手元の資料を見ていただきますと黄色に色づけをさせていただいているものが耐震化されていないものと、旧耐震基準ということになっておろうかと思っておりますけれども、それらの耐震化計画、あるいは目標、どのように考えてあるのでしょうか、よろしく願いいたします。

○建設課長（轟 研作君）

お答えをいたします。

八女市耐震改修促進計画の中では、官公庁の庁舎、小中学校、保育所、体育館、共同住宅、福祉施設、その他公益上必要な建築物を公共特定建築物と称しております。支所も公共特定建築物になります。八女市耐震改修促進計画では、耐震改修促進法において多数の者が利用する建築物のうち一定規模以上のものを特定建築物と定めています。施設の用途により規模の要件が異なりますが、支所について申し上げますと、耐震基準の努力義務が課せられている施設の基準として、3階以上かつ用途に供する部分の床面積が1,000平米以上のものとなっております。その基準を満たしていない施設といたしましては、上陽支所、星野支所がございます。

以上でございます。

○教育部長（牛島新五君）

体育施設が一部入っておりますので、その点についてお答えをさせていただきます。

体育施設として5つ、こちらの黄色の印がついておりますけれども、体育施設につきましては、八女市体育施設等管理計画というのがございまして、この中で老朽化した施設、あるいは利用があまり多くない施設などについて、今後の在り方について計画をして、また現在検討しているところなんですけれども、その中でこれらの施設については改修をするのか、あるいは別の方法での運営をしていくのかを考えているところでございます。

ただ、特に八女総合体育館につきましては、指定避難施設にもなっておりますので、こちらの耐震診断につきましては、できるだけ速やかに行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○財政課長（鵜木英希君）

先ほど建設課長のほうから上陽支所と星野支所のことについて特定建築物になっているということで御説明がありましたが、現在、上陽支所については耐震診断のほうは行っております。ただ、星野支所についてはまだ現在行っていないような状況でございます。

今後、上陽、星野支所の庁舎につきましては、近隣施設との集約化や、複合化を含めた対

策とともに耐震化についても検討してまいりたいと考えているところでございます。

○7番（原田英雄君）

今御説明いただきましたように、一部施設においてはまだ耐震化が済んでいない施設もございいます。

加えて申し上げさせていただきますと、いわゆる避難所として活用されている施設もございいます。あるいは先ほどお話の中には出ませんでしたけれども、実際問題としては公共施設等総合管理計画との兼ね合いもあろうと思ひます。

そういう中で、冒頭申し上げましたように、地震がいつあるか分からないという中で、これをどう耐震化やっていくのかと、一足飛びにはできませんので、十分そこら辺については兼ね合い等も含めつつ、他方では避難所機能、緊急性等も含めながら適切な対応をお願いしたいと思ひております。

後ほどまた詳しく申し上げますけれども、そのほかに本日いただいた資料は特定建築物としての耐震化の資料をいただいております。それ以外の多くの公共施設がございいます、全てを把握というのはなかなか難しいかと思ひますけれども、これ以外の耐震化の状況についてはどのように考えてありますでしょうか。

○建設課長（轟 研作君）

お答えをいたします。

特定建築物以外につきましては、まず棟数の把握もまだ正確な数字を把握していないのが現状でございいます。ただ、公共建築物は災害時の活動拠点として有効に機能することが重要であるとともに、行政サービスを継続的に提供する必要がある施設と考えております。市では公共建築物が被害を受けた場合の社会的影響等を視野に入れ、建築物の利用計画や維持管理の状況を考慮し、公共建築物の計画的な耐震化を進めていきたいと考えておりますが、やはり予算等もございいますので、所管課と十分協議を重ねていきたいと考えております。

以上でございいます。

○7番（原田英雄君）

よろしくお願ひいたします。

そこで、次は市営住宅の耐震化についてお尋ねをいたします。

ここに先ほど御説明がありました特定建築物については記載がございいます。まだ相当数の市営住宅があるかと思ひますけれども、全体としてはどのようなお考えで取り組んでられるのか、お願ひいたします。

○定住対策課長（松本伸一君）

お答えいたします。

八女市内には44団地、206棟の市営住宅がございいます。耐震改修促進法に基づきます市営

住宅の耐震化対象建築物につきましては、資料がございますとおり、3階建ての1,000平米以上の建物となっております。市内には7団地15棟がございます。そのうち旧耐震基準に該当いたします上妻、前畑、蒲原団地につきましては、既に耐震診断を実施いたしまして耐震性ありということで判断を受けているところでございます。耐震改修促進法の対象外になる団地も結構ございますけれども、中には築年数が長い老朽化が進んでいる物件もございます。その物件につきましては、入居者の安全を第一と考えまして、劣化状況に応じまして優先順位を判断いたしまして、適切な維持管理に努めているところでございます。

今後も入居者の皆様方が安心して暮らせる住環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

○7番（原田英雄君）

とりわけ市営住宅においては、やはりかなり老朽化している施設もございますし、もともとの市営住宅は最終的には必要数に合わせて統合整理をするという方針であったかと思えます。その際、今お話がありましたように、耐震性も十分踏まえた上で安心して住めるような住居確保に御尽力をいただきたいと思っております。

現実的には古い建物から頑丈な立派な建物がこっちにあるから移ってくださいよと言っても、なかなかやっぱり住み慣れたところから変わられないといったような声も聞いておりますので、一足飛びにはいかないかと思いますが、やはり命に関わることでございます。できるだけそういうことで、安心できるところに住まいを構えていただくように誘導していただけたらと思っております。よろしく願いいたします。

それから、耐震の中でも重要なインフラであります橋梁、ため池等の耐震化についてお尋ねをいたします。

これについても資料をいただいておりますけれども、これらについてはこれまでどのように取り組んでこられましたか、御説明をお願いいたします。

○第一整備室長（木村 孝君）

お答えします。

橋梁につきましては、耐震化ではございませんが、八女市全体で1,669橋梁あり、5年に1回点検を行っております。現在は資料のⅢ判定の橋梁におきまして国の補助事業を活用し、長寿命化工事を進めています。ため池の耐震対応につきましては、劣化状況調査を国の補助を活用し計画的に取り組んでいます。その結果で耐震調査を行い、県との協議で防災工事箇所を決定し事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○7番（原田英雄君）

橋梁については、私たちが常日頃これまでも申し上げさせていただいておりますように、

特に山間地域では橋梁が1つ落ちると孤立をする地域も多々ございます。日頃の安全点検が極めて重要かと思っておりますので、引き続きお願いをしたいと思いますと同時に、今回、防災重点農業用ため池について資料をいただいております。これについては全てが点検等が終わったわけではないと思っておりますが、この内容について補足説明をお願いいたします。

○第一整備室長（木村 孝君）

お答えします。

資料につきましては、県が指定している八女市の防災重点農業用ため池90か所について各地区ごとのため池数と劣化状況調査、耐震調査済みのため池数、防災工事中のため池数、廃止予定のため池数を示しております。

今後、劣化状況調査は本年度9か所、令和9年度までに全て完了する予定でございます。耐震調査は国の補助事業を活用し、令和7年度に1か所予定しております。防災工事につきましては、今後、県営による防災対策工事予定箇所として、現在7か所を予定しております。

以上です。

○7番（原田英雄君）

ありがとうございます。ため池は非常に重要な農業用施設ではございますけれども、やはり造られて相当期間が過ぎて危険な場所もございまして、位置的に集落の上部にあって、一たび崩壊すれば下流の住居、住民に大きな被害を及ぼすため池もございまして、どうか引き続きできるだけ早めの対応、あるいは日頃の点検活動をよろしくお願い申し上げます。

地震大国と言われる日本においてはどこでも地震の備えが必要でございます。先ほど来御説明がありましたように、我が国では阪神・淡路大震災から耐震促進法が制定されて、これまで国、自治体、あるいは民間も含めて取組が進められてきた、いわゆる国家的課題と認識をいたしております。

そこで、冒頭御質問させていただきましたように、八女市耐震改修促進計画を策定されて取り組んできておられるところでございますけれども、今御説明いただいた中で多くの方々はこの耐震状況については御理解をいただいたと思っておりますけれども、まだまだ耐震化されていない重要施設もございまして。特に先ほどございましたように、地域の拠点、災害復旧の拠点でもありますし、避難所機能を有しておりました上陽支所、星野支所、あるいは多くの方々も避難所として利用することが想定される体育館等のスポーツ施設等の耐震化、これから市民の命と暮らしを守るためには、それら重要な公共施設の耐震化については早急な取組が必要と考えております。これらについて、担当部長どのようにお考えでしょうか。

○総務部長（秋山 勲君）

お答えします。

公共施設の耐震化につきましては、本市では現在、市の公共施設等総合管理計画に基づき

各公共施設の老朽化や施設の状況などを調査し、その結果を踏まえて施設の長寿命化、あるいは統廃合などにつきまして、今後の施設の在り方について現在検討いたしております。

議員が御指摘されておりますように、公共施設の耐震化につきましては、市民の命と暮らしを守るために大変重要であると認識をいたしております。議員からも御指摘ありましたように、施設の機能や利用頻度、あるいは利用の実態に合わせまして、また、緊急度合い等も考慮いたしまして優先順位等を決定し、公共施設の耐震化について対応してまいりたいと考えております。

○7番（原田英雄君）

ありがとうございます。広い八女市、あるいは合併した八女市においては、その耐震化、多くの課題もあろうと思われまじ、地域によって様々な課題、条件が異なります。十分現状を踏まえた上で、今部長がおっしゃったように安心、安全な施設に一日も早くなりますように御尽力をお願いしたいと思っております。

他方、これまでいろんな議論の中でございましたように地方財政も限られております。そういう中で、どこを優先的に投資してやっていくのかという観点からも非常に重要な課題かと思っております。

新しい施設を造ることも必要かもしれませんが、その優先順位、極めて大事なことになるかと思っておりますので、今後、いろんな施設整備においては、十分御議論いただいて優先順位を定めて効率的な施設管理、あるいは利活用をお願いしたいと思っております。公共施設につきましては、以上です。

引き続き民間施設の耐震化について少しだけお尋ねをいたします。

これにつきましては、住宅の耐震化について前回も御質問をさせていただきました。実態としては、いわゆる補助事業のためになかなか住宅の耐震化というのは進んでいないというのが実情かと思われまじ、冒頭申し上げましたように、あまり地震がないこの八女市においては耐震化そのものになかなか関心がない状況から耐震化が進まないという現状かと思われまじ。

そういう中で、民間住宅の耐震化を今後進めていくためには、一定の制度見直し等を含めて検討が必要じゃないかと思われまじますが、その点いかがお考えでしょうか。

○定住対策課長（松本伸一君）

お答えいたします。

市内の個人の戸建て住宅の改修につきましては、我々も平成26年から補助事業をやっておりますが、この間、まだまだ全然それが進んでいない状況でございまして、まだ4件ほどしか申込みがあつてございませぬ。補助率といたしましては40%で上限の600千円という補助でございませぬ。中には、全国的には補助金のかさ上げをされまして1,000千円以上の補助

金を補助されてある自治体もございます。

資料にもございますとおり、一戸建ての住宅につきましては、50%満たない耐震化診断結果が出てございます。なかなかこちらのほうからアプローチをかけましても市民の方々へ伝わらないというのが現状でございます。

今後、いろんな周知方法、それから、民間の力もお借りしながら不動産とか建築業界等々のお力を賜りまして、いろんな角度から周知活動をやっていきたいと思っているところでございます。

年に1回固定資産税の納税通知書が4月に発行されますけれども、その折に周知する方法もございますし、いろんな面で、今後検討して向上するように努力したいと思っているところでございます。

○7番（原田英雄君）

この件については、また後ほど同僚議員も質問をされると思いますので、多くは申し上げませんけれども、一部の自治体ではやはり大工さんあたりと一緒に安価な耐震工法を研究しながら取り組んでいるという自治体もあります。ぜひいろんな情報を集めて御検討いただけたらと思っております。

ここにデータはございませんけれども、また民間施設の中には重要な病院であったり、福祉施設などの特定建築物も早期耐震化が求められております。また、地元で維持管理されている公民館とか各種共同施設なども耐震化が必要でございます。民間施設においても県や関係機関と連携をしながら耐震化に取り組まなければなりません。そのためには、今後、耐震改修促進計画に基づき耐震化を着実に進め、進行管理を行う担当課の明確化とともに、具体的かつ計画的な耐震化が行われるよう体制を構築しないと本計画は絵に描いた餅になります。遅れている本市の公共施設の計画的な耐震化の取組とともに民間の住宅や各種施設の耐震化の推進により、誰もが安心、安全に住み続けられる八女市になるよう引き続き御尽力をお願いしたいと思います。

続いて、河川内の流木撤去等について御質問をさせていただきます。

これは震災にかかわらず、特に大雨、台風のとき懸念をされております。この点、私は前回も質問させていただきました。これまで河川の維持管理につきましては、県管理区間部分、市管理区間部分、とりわけ市の部分につきましては、第一、第二整備室をはじめ現地調査もしていただきながら適宜、全てが終わっているとは言いませんが、取組が進められております。他方、下流域でございますが、県河川がどうしてもなかなか進んでいないと思っております。

市民の方々の心配は河川に流木が倒れ込んでいる、あるいは倒れそうなどころがあるところが、昨年7月の大雨によって大量に流出したことによって被害を増大させたと前回も申し

上げましたけれども、そういう不安から地元の方々は少しずつでもいいから撤去していただけたらどうかと、あるいは護岸を整備していただけたらどうかということで、あちこちから要望をいただいておりますし、一部では要望書が出されているところもございます。

また、特に山間部においては河川の隣は主要道路、基幹道路になっております。一たび災害が起きますと道路も崩壊をして通行止めになるということもございますので、非常に河川の管理については重要な観点があります。しかしながら、皆さん御承知のとおり、道路については道路パトロールが県も回っていただいておりますけれども、なかなか河川にまでは行き着いていない気がいたします。したがって、ここら辺については、やはり市からも県に対して強力に要請していただきつつ対応を進めていただきたいと思いますと思っておりますが、その点、部長いかがお考えでしょうか。

○建設経済部長（田中和己君）

お答えさせていただきます。

議員の御質問は河川内の倒木、堆積物の撤去等の対応についてということでございますが、こちらにつきましては、冒頭、市長のほうからも答弁いただきましたとおり、職員による点検や地元からの通報、要望等を受けた場合には直ちに現地調査を行っております。市が管理する河川につきましては、随時、緊急性が高い箇所から優先的にその対応を行っております。また、県のほうが管理しています下流域の河川につきましては、同様に現地の確認を行いまして、直ちに県のほうに迅速な対応を依頼しているところでございます。

また、大雨等で被災した護岸等の復旧工事につきましても、現在、市全力を挙げて、総力を挙げまして復旧事業に着手をしておりますが、施工箇所によっては県で対応いただいている箇所等もございます。また、そちらのほうは上流域の工事が完了しないと施工ができない箇所等もございますので、何とぞ御理解をいただきたいと思いますと思っております。

また、引き続き市民の方々の安全、安心な生活を守るため、適正な維持管理に努めるとともに、特に県が管理する河川の整備等につきましても、迅速な対応を強力にお願いしていきたいと考えております。

以上です。

○7番（原田英雄君）

あえてこの問題を取り上げましたのは、担当課なり各支所からそれぞれ県土事務所、当時要望されてきております。しかしながら、言い方はちょっと申し訳ないんですが、遅々として進まない場所が相当ございます。なかなかそういう内容は市長、副市長等は御存じないと思っておりますけれども、現場でそういう声がずっと上がってきて、いつまでたっただちや終わらんばいと、どげんなととつかいという声が多々あって、市の担当のほうからは再三、そういうのを受けつつ県につないでおりますけれども、進まないという現状がございますので、

これについては、通常、道路改良であったり大きな事業については市長以下要望されておりますけれども、現実、こういった課題についても市長、副市長、部長、ぜひ機会があれば現場を見ていただいて、本当に放置されて危険だという点が多々ございますので、ぜひ現場等を見ていただいてしかるべき対応をよろしくお願ひしたいと思っております。

災害は忘れた頃にやってくると言われております。日頃の備えが重要でございますので、なかなか申し上げにくいことも申し上げたかと思っておりますけれども、市民の心配の声が多々ございます。安心して暮らせるようにどうか市民の立場で御尽力をよろしくお願ひしたいと思っております。

あと、指定管理について御質問をさせていただきます。

ちょっと時間が迫ってまいりましたので、できるだけ端的に申し上げさせていただきたいと思っておりますけれども、まず、指定管理者制度について御存じない方もいらっしゃると思いますので、導入された経過、背景、目的等について御説明をお願いいたします。

○財政課長（鵜木英希君）

お答えいたします。

指定管理者制度の導入された背景、目的につきましては、平成15年の地方自治法の一部改正により制度化されております。以前の管理委託制度では、公の施設の管理主体は公共団体、公共的団体、地方公共団体の出資法人だけに限られておりましたが、民間を含む指定法人に委ねることができるようになっております。管理主体が民間事業者やNPO法人等に広く開放されることで民間事業者の活力を生かした住民サービスの向上や、指定管理者における費用対効果の向上を図ることが目的とされておるところでございます。

○7番（原田英雄君）

そういうことで、地方自治法を改正されて、そういう民間のノウハウをうまく生かしてということでございますが、それでは、お手元に資料をいただきました。これら各施設がございますけれども、まず、指定管理者を決定するためにはどのような手順で決定をされますでしょうか。

○財政課長（鵜木英希君）

指定管理者の決定の手順について御説明をいたします。

指定管理期間が満了して翌年度の4月から事業者を公募する施設につきましては、まず、所管課において募集要領や仕様書、審査要領のほうを作成いたします。また、主管課により募集の際の現地説明会や応募書類の審査等も行っているところでございます。その後、財政課で指定管理者選定委員会を開催し、指定管理者の候補者を選定いたします。所管課は仮基本協定を候補者と締結し、12月議会での議案提出の準備を行います。12月議会にて可決された後に指定等の告示を行い、同時に指定管理者と基本協定を締結する流れになっております。

○7番（原田英雄君）

指定管理者を決定するに当たり様々なプロセスを経ていきますけれども、やはり今年は特に、お手元の御覧いただいた資料にもありますように、今年更新を迎える施設が多々ございます。しかしながら、それぞれの施設について実は直営でなくて指定管理をやっている施設の運営状況が実際どうなっているのか、あるいは経営状況がどうなのか、こういった点についても、これは別に次の更新に向けてということではなくて、常日頃から指定管理したから丸投げということではなくて、公の施設でございますので、この運営状況等について、当然確認なり現状把握が必要かと思っております。

また、それを受けて指定管理料の問題もございますけれども、そういったものの算定であったり見直したり、そういう流れになっていくと思っておりますが、現状、指定管理した施設に対してどのような形で対応されているか、管理、監督されてあるか、よろしく願いいたします。

○財政課長（鵜木英希君）

お答えいたします。

指定管理者のその後の運営状況であったり、経理状況についての確認の御質問だと思っております。

基本協定書において指定管理者は毎年度終了後に事業報告書を提出することになっております。事業報告書には業務の実施状況や利用状況、収支状況などを記載することになっておりまして、その内容につきましては、各施設の所管課のほうで十分な聞き取りのほうを行っているところでございます。

指定管理料の算出については、各指定管理者が提出する前年度の事業報告書や、当該年度前期の運営状況などを十分加味した上で指定管理者と所管課において協議をし、積算をしているものでございます。その指定管理料につきましては、年度協定のほうで定めておりまして、3月議会に予算として提出をしているところでございます。

○7番（原田英雄君）

各施設、お手元でも相当施設がございますけれども、おおむねですね、とりわけ長い間運営してあるところ、地元と関わってやってあるところ、いろんな施設がございますけれども、特に大きな問題があるとは私は認識しておりませんが、他方、収益事業を主としている民間の指定管理につきましては、やはりその経理内容、あるいは収益性等を十分精査しておく必要があるかと思っております。

今日の段階で中身、とりわけ申し上げるつもりはございませんけれども、やはり常日頃から先ほど申し上げますように、実際の運営状況、極論を言いますと安かろう悪かろうでは困りますし、実際現地、現場を踏まえた上で所管課においては、指定管理による管理状況等に

については十分把握をしていただきたいと思います。

そこで、今後の指定管理についてでございます。

特に、今お手元にいただいた資料の相当部分は市町村合併前から設置された交流施設や活性化施設でございます。それぞれの地域ごとに様々な経緯を経て設置されたものだと思っております。

地域の歴史や文化、その他、地域資源の活用場として、地域住民とともに官民協力しながら拠点施設として運営されてきたものがほとんどではないかと思っております。

これら多様な役割を持った施設については、単に収益や運営効率のみならず、地域との連携が不可欠であると同時に、それらの機能を最大限引き出すことが極めて重要であると考えます。よって、今後の指定管理の選定に当たっては、これらのことを十分踏まえて、先ほど言われるようなプロセスを経て決定する必要があるかと思っておりますが、そこら辺についてどのようにお考えでしょうか。

○財政課長（鷓木英希君）

回答いたします。

指定管理者の選定につきましては、財政課が庶務を行っておりまして、指定管理者の選定委員会を開いております。委員といたしましては、弁護士、税理士、商工会議所、商工会及び行政職員の大体8名で審査を行っているところでございます。各施設の設置条例の目的に沿ったものであるかを十分審査しているところでございます。審査に際しましては、主に安定した管理を行う能力、その事業団体のほうが安定した能力があるかとか、施設運営の総合的な方針、管理や魅力の向上に関する提案、収支計画の項目で評価をいただいているところでございます。

議員が言われたとおり、市の施設設置目的については、地元の方々の思いや設置までの経緯なども重要であることは十分認識しているところでございます。管理や魅力提案の項目においては、地域との連携や地域振興に関する提案等が出されるようにきちんと審査項目を設けて評価もいただいているところでございます。

先ほど市長答弁の中にもございましたが、今後も施設設置の目的を達成できる事業精査や適切な事業者の選定に努めてまいりたいと考えております。

○7番（原田英雄君）

指定管理者制度は、先ほど御説明いただいたように、公共施設の利活用について従前の管理委託制度からより民間のノウハウを活用できるよう法改正されたもので、全国の自治体でも観光施設や図書館、市営駐車場など様々な公共施設に導入されています。

本市においては、現在、一部の施設で協定期間満了後に指定管理者が不在で休眠状態になっている施設もございます。公共の施設がその設置目的に沿って有効かつ効率的に利活用

できるよう取り組まれることを要望して、この質問を終わりたいと思います。

今後の指定管理者制度の有効活用についてよろしくお願い申し上げます。

最後に、この場を借りまして三田村市長にお礼を申し上げます。

三田村市長におかれましては、これまで4期16年の長きにわたり、特に市町村合併後の市長として新たな市政のかじ取り役として御尽力いただいたことに対し、改めて感謝とお礼を申し上げます。長い間ありがとうございました。そして、お疲れさまでした。

なお、いましばらく任期がございますので、どうか最後までお体に留意されて御活躍いただきますよう祈念申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

7番原田英雄議員の質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後3時51分 延会